

平成26年第2回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成26年3月6日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成26年3月6日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君 | 2番 主 枝 幸子 君       |
| 3番 奥 村 富士雄 君 | 4番 柚 木 喬 君        |
| 5番 瀧 野 純 敏 君 | 6番 中 下 伸 君        |
| 7番 出 下 孝 君   | 8番 姫 宮 五 鈴 君      |
| 9番 折 出 直 幸 君 | 10番 大 田 直 樹 君     |
| 11番 中 雅 洋 君  | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長        | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長      | 新 木 之 博 君 |
| 民 生 部 長      | 奥 至 雅 君   |
| 会 計 管 理 者    | 山 根 道 春 君 |
| 建 設 部 長      | 三 宅 信 治 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真 哉 君 |
| 総 務 課 長      | 中 村 政 愛 君 |
| 企画財政課長       | 車 地 孝 幸 君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 税務住民課長 | 中村 輝彦 君  |
| 環境防災課長 | 吉原 修 君   |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 三好 修平 君  |
| 出納室長   | 縫部 逸都 君  |
| 学校教育課長 | 河本 和彦 君  |
| 生涯学習課長 | 坂井 眞智子 君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 主 任 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

#### 8. 議 事 日 程

##### 議 事

|      |        |                                          |
|------|--------|------------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「一般質問」                                   |
| 日程第2 | 議案第9号  | 「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について」      |
| 日程第3 | 議案第10号 | 「使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」 |
| 日程第4 | 議案第11号 | 「坂町立町民交流センター条例の制定について」                   |
| 日程第5 | 議案第12号 | 「特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する協議について」           |
| 日程第6 | 議案第13号 | 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」  |
| 日程第7 | 議案第14号 | 「坂町社会教育委員条例の一部改正について」                    |
| 日程第8 | 議案第15号 | 「坂町立図書館条例の一部改正について」                      |
| 日程第9 | 議案第16号 | 「坂町B & G海洋センター条例の全部改正について」               |

|       |        |                                        |
|-------|--------|----------------------------------------|
|       |        | て」                                     |
| 日程第10 | 議案第17号 | 「坂町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について」       |
| 日程第11 | 議案第18号 | 「坂町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」  |
| 日程第12 | 議案第19号 | 「坂町消防表彰条例の一部改正について」                    |
| 日程第13 | 議案第20号 | 「坂町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」 |
| 日程第14 | 議案第21号 | 「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」               |
| 日程第15 | 議案第22号 | 「坂町史刊行委員会条例の廃止について」                    |
| 日程第16 | 議案第23号 | 「坂町ホームヘルプサービス事業条例の廃止について」              |
| 日程第17 | 議案第24号 | 「平成26年度坂町一般会計予算」                       |
| 日程第18 | 議案第25号 | 「平成26年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」               |
| 日程第19 | 議案第26号 | 「平成26年度坂町下水道事業特別会計予算」                  |
| 日程第20 | 議案第27号 | 「平成26年度坂町介護保険事業特別会計予算」                 |
| 日程第21 | 議案第28号 | 「平成26年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」                |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(大島英司君) 皆様、御起立お願いいたします。

一同、御礼。

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(大島英司君) 着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。きょうは定例会2日目でございます。

これより、一般質問を行います。本日は傍聴席には坂小学校6年生の児童の皆さま

んを初め、一般の方々の多数の傍聴をいただき、おかげさまで本日は満席になりました。ありがとうございました。

6年生の児童の皆さんは、これから各議員さんが身近な問題を質問いたしますが、発言のわからないこともあるかもしれませんが、しっかり学習して帰ってください。

なお、6年生の児童の皆さんは2クラスのため、1時間の予定で交代させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。

お手元に配付いたしております質問通告表のとおり、10名から12問の質問事項が通告されております。それでは1問ずつ順次発言を許します。

なお、質問の際には、要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

2番主枝幸子議員から「特定健康診査受診率向上に向けて」の件を質問願います。
主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 「特定健康診査受診率向上に向けて」についてお伺いします。

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加傾向にあり、死亡原因でも生活習慣病が6割を占めている状況です。

また、坂町においても、国民健康保険の医療費のうち、生活習慣病が占める割合は48%と高く、疾病では高血圧症、糖尿病、高脂血症が上位を占めています。

内蔵型脂肪肥満に起因する高血圧症などの生活習慣病は予防が可能であり、その早期発見に欠かせないのが特定健康診査です。ところが、坂町の特定健康診査の受診率は平成23年度18.9%、平成24年度は20.3%と少し伸びてはいますが、第1期の特定健康診査等実施計画で目標としていた65%を大きく下回っているばかりか、全国の都道府県で最下位である広島県平均の21.9%をも下回っている状況です。

特定健康診査の受診率の向上は、住民の健康と長寿を実現し、医療費の抑制にもつながり、最終的には国保税の引き下げや、一般会計から繰り出す金額の削減にもなります。住民にとっても町財政にとってもよいことしかありません。生活習慣病予防の充実に欠かせない特定健康診査の受診率向上に対し、これまでになく思い切った対策

が必要と考えますが、町当局のお考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「特定健康診査受診率向上に向けて」の件についてお答えをいたします。

医療機関への受診は高齢期に向け生活習慣病による外来受診が徐々に増加し、75歳ごろを境にして、生活習慣病を中心とした入院がふえる傾向にあります。これは偏った食生活や運動不足等の不健康な生活習慣が、やがて糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の発症を招き、外来通院と投薬が始まり、生活習慣の改善がないままにこうした疾患が重症化し、心筋梗塞や脳卒中等の発症に至るものと考えられております。

若いときから生活習慣の改善に係る予防対策を行い、生活習慣病を発症しない境界域の段階でとどめることができれば、通院や入院患者が減少し、結果として生活の質の維持と向上を図りながら医療費を抑制することが可能となります。

生活習慣の改善に係る予防対策としては、糖尿病等の生活習慣病を発症する危険性が高い内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した取り組みが有効であることから、この該当者及び予備軍を的確に抽出するため、国が定めた特定健康診査等、基本指針に基づく特定健康診査を実施をいたしているところでございます。

また、この特定健康診査の結果を踏まえ、生活習慣の改善が必要な方には、改善のための行動が実践できるよう、特定保健指導も行っております。

しかしながら議員御指摘のとおり、坂町国民健康保険における特定健康診査の受診率は伸び悩んでいる状況でございます。

御質問の特定健康診査の受診率向上に対し、これまでにない思い切った対策が必要につきましては、昨年度、実施した健康づくりに関する意見、生活アンケート調査において、特定健康診査を受けなかった理由で一番多かったのが、費用がかかるという結果であったことから、来年度は特定健康診査の個人負担金を無料化し、1人でも多くの方々に受診をしていただくことで、生活習慣病が重症化する前での対策が行えるとともに、受診率の向上も図ることができると考えております。

また、受診しやすい環境を整備するため、今年度に引き続き、土曜日、日曜日の住民総合健診の実施、健診日数10日間の確保、受診対象者への受診券の個別送付、個別健診の実施などを行うこととしております。

特定健康診査の受診率向上は、住民の皆様の健康増進と持続安定した国民健康保険

事業の運営のためには喫緊の課題であることから、今後とも、効果的な対策を実施してまいり所存でございます。御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 今までに何人かの議員が、特定健康診査受診率向上の質問をしていますが、過去5年間のデータでは、平成20年度21.7、21年度19.1、22年度19.6、23年度18.9、24年度20.3と受診率が伸びていません。質問のたびに努力するとの答弁でしたが、今までどのような努力、取り組みをされたのか、今後のためにお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

今までどのような努力をしたのかということでございますけれども、まず平成20年度におきましては、9日間の住民総合健診の日数であったものを、平成25年度から10日間に延ばしております。また、皆さんに受けやすいように、これまで春だけ土曜日を実施しておったんですが、秋の総合健診につきましても、平成21年度から土曜日の実施をいたしたところですが、平成25年度には土曜日、日曜日、両方、住民総合健診を実施しております。さらには平成22年度から個別の受診勧奨をしております。さらには平成24年度は1人で行ってあったのを2人にふやして、その強化を図ったところでございます。

また、それ以外にも、健診時におきまして、その健診場所で栄養相談や保健相談を実施するなど、魅力のある健診となるように努めておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 個人負担金を無料化にするということですが、県内で無料化にしている市町はあるのか、あれば、無料化によってどの程度受診率が向上したのか、坂町では無料化によって向上する受診率を何%を目標とされているのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

今年度、平成25年度の特定健康診査の個人負担金を無料化している市町は、県内で6市町でございます。

それで、無料化によって目標とする受診率につきましては、6%受診率アップを見

込んでおりまして、人数にしまして150人のアップを見込んでおります。

これは、平成24年度に先行して無料化しました福山市、廿日市市、大崎上島町の3市町のその平均アップ率をもとに一応目標を立てておりまして、その程度までは向上したいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 個人負担金の無料化は思い切った対策ですが、目標を達成するには無料化だけでは足りないと思います。健診に対する住民の意識が十分でなかったことも問題で、住民に対し健診の重要性を伝え、これまでの意識を変えてもらわないと、健診に足を運んでもらうことは難しいと思います。そこで、どのような方法で健診の大切さを住民に伝えていくのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

議員の御質問のとおり、やはり健診の大切さが伝わっていないというのが、この受診率が伸び悩んでいる一番の原因であるというふうに考えております。先ほど町長の答弁にもありまして、アンケート調査を実施しておりますが、どのようにしたら健診に行きますかという質問に対しては、個人の、今、受けておる診療所でやってもらえれば受けやすいというような意見が一番多くございました。ですが、実際、もう既にそういう個別健診というのは実施しておりまして、そのようなことが十分住民の方々に行き届いてないといったようなことが考えられます。

そこで、現在の個別の電話による受診勧奨を行っておるんですが、これが直接雇用をして行っておるものですから、平日の日中の時間帯にしか受診勧奨ができておりません。なので、より効果的に休日でありますとか、夜間でありますとか、そういった時間帯にも受診勧奨ができるよう、来年度はその専門の業者に委託をすることにして、効果的な勧奨を図ってまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） しっかり受診勧奨に取り組んでいただきたいと思います。

これは提案なんですけど、住民が必要としている検査項目のアンケートをして、検査項目をふやして、魅力ある特定健診にすれば受診率アップにつながるのではないのでしょうか。検討はできませんか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

現在の特定健診につきましては、少ない検査項目で生活習慣病を早期に発見することを目的としておりまして、今現在、行っている検査項目につきましては、国が定める指針に基づいて基準のとおりにしておるところでございます。住民アンケートを行うことにつきましては、なかなか専門的な項目でもございまして、いたずらに期待をさせてしまうという面もございまして、あと費用対効果の面もございまして、少し難しいというふうには考えております。

ただ、議員御指摘のとおり、魅力ある特定健診にする必要があるということは認識しておりますので、他市町の状況も勘案しまして、費用対効果も検討して、充実については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 特定健診の受診を住民の健康と医療費の抑制につなげるためには、健診で抽出したメタボリック症候群の人に予防してもらわないといけないと思います。予防してもらって初めて効果が出るものだと思います。幾ら特定健診の受診率を上げて、特定健診の指導を受けないと全く意味がないことで、一番大事なことがここだと思います。あわせて、特定保健指導の充実は欠かせないと思いますが、どのような方法で充実をさせるのかをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

特定保健指導につきましても、これまで個人負担金をいただいておったんですが、これも無料化をして受けていただきやすい環境を整備することとしております。あわせてその健診の場所におきまして、そういうメタボリック症候群の方については、その場で勧誘をするというようなことを強化してまいりたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木 喬議員から「太陽光発電の普及策はどう考えているか」の件を質問願います。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 「太陽光発電の普及策をどのように考えているか」の件で御質問します。

太陽光発電については、2012年7月に固定価格買取制度が始まって以来、大きく社会状況が変化しているが、本町においては全く動きを感じない。普及促進を前向

きに検討すべきと思うが、いかがお考えか。

過去の公的施設取り付けの事例は、耐震化工事に伴い取り付けした町内3小学校のみである。広範な環境への配慮、電力供給の補充という面から一歩でも前進すべきだと思うが、下記の点を伺います。

一つ、太陽光発電にまつわる総合的推進担当部署はどこか。

二点目、採算性について認識しているかどうかを確認したい。例えば500万円の基金利子の利回りと、太陽光パネルへの投資の利回りを比較した場合の見解をお聞きします。

三点目、政策面を伺いたい。公的施設取り付け推進と町民への取り付け補助制度を前向きに考えればどうか。

四点目、一部の自治体においては、再生可能エネルギー条例制定の動きもあると聞きます。市町村税のうちの固定資産税の課税免除等をうたっていると思われるが、本町の見解を伺いたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「太陽光発電の普及策をどう考えているか」の件についてお答えをいたします。

近年、地球温暖化問題が深刻化し、全国的に温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みが進められている状況の中で、政府は平成21年、地球温暖化対策の中期目標として、平成32年の温室効果ガス排出量目標を、平成17年比マイナス15%と決定をいたしました。それ以降、この目標を実現するために、行政、企業、個人などでさまざまな取り組みが行われており、特に再生可能エネルギーの利用促進につきましては、地球温暖化防止の有力な手段でありますとともに、東日本大震災以降、国の重要な電力供給源であり、中でも太陽光発電につきましては、平成24年7月の固定価格買取制度の開始以降、全国各地で普及が進んでいる状況にあります。

本町におきましては、固定価格買取制度の開始以前となります平成21年12月から平成23年度にかけて、環境省が実施をいたしました地域グリーンニューディール基金事業を活用した広島県住宅用太陽光発電システム等普及促進補助金を導入し、太陽光発電の普及促進策に取り組み、一定の成果を上げている状況にあります。

また、平成21年度から平成23年度にかけまして、町内の3小学校の耐震改修と

あわせて太陽光発電システムを導入し、環境負荷の低減を図るとともに、地球温暖化防止等に対する環境教材として活用をいたしております。

御質問一点目の、太陽光にまつわる総合的推進担当部署はどこかについてでございますが、本町では再生可能エネルギーの活用等、地球温暖化防止施策及び環境対策担当課である環境防災課が主となり検討を進めているところでございます。

御質問二点目の、採算性の認識についてでございますが、御質問の中に、基金利子の利回りと太陽光発電への投資利回りの比較の例がございます。太陽光発電の設置については、近年、太陽光発電の設置単価も下落していることから、施設の構造上の問題がない場合であれば、これは365日日照があったという前提でございますけれども、太陽光発電の採算性が基金利子の利回りよりも有利であると認識をいたしております。

御質問三点目の、政策面についてでございます。

まず、公共施設取り付け推進につきましては、既存の公共施設において設置検討を行っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、施設の構造上問題がない施設におきましては、今後、国や県の動向を注視し、財政面に有効なものがある場合、以前から申し上げておりますとおり、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、町民への取り付け補助制度につきましては、住宅用太陽光発電の普及が進み、国の外郭団体であります太陽光発電普及拡大センター、通称J-PECにおいて実施をいたしておりました住宅用太陽光発電導入支援復興対策費補助金につきましても、経済産業省は平成26年度の予算を要求していないことから、平成25年度をもちまして補助制度そのものを終了するとお聞きをいたしております。

その理由といたしまして、住宅用太陽光発電導入支援復興対策費補助金は、当初から平成21年度から平成25年度までの5年間の時限措置であったことと、またこの間、国は太陽光発電システムの価格をより安価に誘導する方向へ見直しを行い、高い電力買取価格も維持されることである程度普及し、所期の目的は達成されたとして予算要求しないものをお聞きをいたしております。

町といたしましても厳しい財政状況でありますとともに、平成21年度から平成23年度の間実施をいたしました住宅用太陽光発電に対する補助事業につきましても、一定の成果が得られておりますことから、現時点におきましては、補助事業については考えておりません。

御質問四点目の、再生可能エネルギー条例制定についてでございます。

市町村税である固定資産税の課税免除等を盛り込む条例でございますが、このことにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、住宅用太陽光発電の補助事業により一定の成果が得られており、現時点では本町といたしましては検討をいたしておりません。

しかしながら、いずれにいたしましても、再生可能エネルギーや環境保全に対する意識の高揚を図ることが重要なことと認識をいたしておりますので、今後、国、県のエネルギー政策等の動向を注視しながら、対応してまいりたいと考えております。御理解、御協力のほど、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） ちょっと再質問をする前に、本日、こうして坂小学校6年生を初め、多数の傍聴の皆さんが来られているんで、一点、環境に優しいエコという言葉がよくあると思うんですけど、このことについて一般に言われていることをちょっと考えを申し述べたいと思います。

実は、エコというのは二つの意味がありまして、一つはエコロジー、二つ目はエコノミーです。エコロジー、御存じだと思うけど、これは環境にいいということですよね。それからエコノミーは経済的にいいということで、エコエコというのはダブルのエコのことをいうんです。皆さんの御家庭にあります電気製品から、今回、論議している太陽光パネルまで全てこのエコ製品でございますんで、参考にさせていただきたいと思います。

前置きはそのぐらいにしまして、一点目の質問に入りたいと思います。

今、答弁いただきましたけども、本町の基本姿勢として、太陽光について、今後、前向きに考えようとしているのかどうかは実はちょっとわからんですけど、今、検討を進めているとか、金銭については考えていないというのが答弁の結論じゃないかと思えます。これでは町民は満足してないんじゃないかと思うんです。広島県の地域新エネルギービジョンなるもので、県は金を出さんけども、先進市町村ではこの主旨に基づいて、太陽光発電の導入状況の把握や導入目標の設定をしておるんです。そういうようなことで、その意味じゃ、やはり本町の基本姿勢というものをそれに基づいて進めていっていただきたいと思うんです。その辺はどんなんですか、基本的な姿勢ということで。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） エコという言葉が最初に申し述べられたと思いますけど、これについては、地球温暖化対策実行計画によりまして、坂町につきましては平成23年度と比べて1%の削減ということで取り組んでいるところで、これを一般家庭の方々に同じように取り組んでいただければというふうに考えております。

そういう中で太陽光発電でございますけど、これにつきましては、答弁の中にありましたとおり、採算性ということがございました。そのことにつきましては、今のところ、机上の算出ではございますけど、採算性はあるというのは、365日全て太陽光発電が発電できたとして、そういうことで考えますと、採算性がとれたということでございますけど、これを今後、普及させていくということになれば、やはり町としては採算性を考えていかないと、なかなか普及は難しんではないかというふうに考えております。そういった中で、今後、いろいろな条件と、要は日照時間であるとか、そういう設置場所の状況であるとか、いろいろなことを検討して、それで採算性がとれるようであれば検討していきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 二点目の質問に入ります。

総合的推進担当窓口の仕事の進め方でございますけども、これで伺います。

今現在、環境防災課が総合窓口と御回答いただいたところですけども、そのさい仕事の進め方、民間でもどこでもやっていることですけども、現在、本町は縦割り組織でございますね。それで公的施設をつくる場合、その担当課の中に入って行って、プロジェクトチームなるものを組んで推進していくのが、要はその総合担当窓口の使命だと思っておりますけども、例えば（仮称）町民交流センターについてはどのように参画されたか、ちょっとお聞かせ願いたい。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時32分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。

町民交流センターにつきましては、町民の避難場所ということで、当初から設定いたしております。備蓄倉庫等を配置しております。その中の資材と、当初からどういうものがいいだろうか、それからスペースで棚はどういうものがいいだろうかということについては、担当課、環境防災課、それから民生部長等とよく協議しておりますので、それを配慮して、今の町民交流センターの備蓄倉庫と、それから坂小学校との通路と設置するようにいたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、何となくわかったようなわからんような質問であったんですけども、いわゆる（仮称）町民交流センターには、当初、太陽光発電を据えるということで設計をいたしておりました。これは事前に御説明させてもらっておるとおりでありますけども、そういう中で、県のほうから、環境省のほうのそういう交付金の制度があるからというような話がありましたんで、それをうまく活用してできればいいなということで進めておったんですが、思ったほど環境省のほうに予算がなかったもんで、坂町がそれを100%かなえるような補助、あるいは多くの交付金が坂町のほうへ分配されるというようなことができなくなったというような連絡がありましたんで、当面は一応構造上はいつでも取りつけるような構造になっておりますけども、そういうことで、ほとんどが町の負担になるということで、それから日照の問題もありまして、そういうことになると、もし万が一、これが思うように太陽光の使命が果たせない場合には、町民の税金でこれを皆負担せないかんということなるわけでありまして、そういうことで、今は見合わせておるといような状況でございます。これは議員さんにも以前にも御説明をしておるとおりでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今、お願いしたように、公的施設の取り付けについては、やっぱり取り付けが必須であると思っております。何でかいうたら、ちょっと集会のことをちょこっと提案させてもらうわけですけども、今、御回答ありましたように、採算性についてはやっぱり民間でも認めてるんですけども、ざっとの計算式いいますか、一般で言われている計算式をちょこっと採算性について申し上げるんですけども、500万円ここに金を持っとっても、1年定期で金利0.3%じゃけん、1万5千円ぐらいしか1年間の金利がないんじゃと。500万円の太陽光パネルを装着したら、売電し

たら売電収入があるし、日中買わなくてもええんだと。それが約17万円とか18万円とかいうようなことがあり得るんだということで、ざっとですけども約1.2倍から1.5倍が一般的なことで私は考えたんです。多分見解がいろいろと違うと思うんですけども、そういうことで、採算性については大いにあるよということはおもう認識してもらっていると思います。

一応、公的施設の取り付けについて必須であるということなんですけども、そういうような採算性を知りながら、やはり環境に取り組んでいくということをやってもらいたいと思うんです。

もう一つ、東北大震災のころには電力不足が云々されてましたよね。そのときに公的施設は自分で電気をつくって、自分のところで使いんさいと。余ったら町民に差し上げなさいみたいなことの、包容力のある対応、これが一番公的施設には望まれるわけです。そういう意味で、やはり公的施設にはもう必須なものであると私は思っているんですけども、今、町長が答弁されたようにいろいろ条件があろうかと思っています。基本的には、やはり今後の公的施設については、取り付けをやっぱりやるような動きをかけていただきたいと、そのように思うわけですので、ちょっともう一回見解をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） お答えします。

公的機関につきましては、今、東北大震災の話が出ましたけど、やはり電気を発電するということになれば、またそれを住民の避難された方々へ提供するという話になりますと、どうしても備蓄、要は蓄えるものも必要になるというふうに考えております。今の時点では、電気を備蓄する設備がかなり高い状況でございまして、それでもそれは災害のためにしたほうが良いというのであれば、そういうことも検討しなければならぬ時期があるかもしれませんが、今のところまだそういう時期ではないというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 四点目の質問をさせていただきます。

町民への太陽光発電補助制度はぜひ復活してもらいたいという件で、ちょっと再度、お願いやらするんですけども、先ほどの答弁では、県から助成がなくなったから追従して打ち切りしたみたいな感じの説明だと思うんですけども、実は市町村独自で前向

きにやっている町があるんです。事例をちょっと紹介しますと、県内の23市町村のうち16市町村が実施しているんですね、独自に、広島県内の。実を言えば不実施の7市町村の中に本町がいるんですけども、特にその中の県内トップの世羅町の事例もちょっと御紹介しますと、25年3月末現在の民間世帯普及率は9.5%というのは、10軒に1軒が何かつけてるみたいです。たしか5千軒ぐらいあるんですかね。500軒が一応つけているというふうなことが最新の情報であります。同時に今後のことにつきましては、2020年度までに30%の普及率にしたいということを新聞で知りました。25年度予算には900万円を計上しているということで、前向きに世羅町さんは、今、やられているみたいです。そういうことからして、本町も以前、たしか170万円とか200万円弱の予算があったわけですけども、それをぜひとも復活願いたいと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） お答えします。

議員さん御指摘のとおり、坂町の普及率につきましてはちょっと承知をしておりますが、平成21年から23年にかけて、国のエネルギー普及政策を利用いたしました件数が約50件の設置がございました。その後、固定買取価格制度ができて、さらには設置する家屋等がふえているというふうを考えております。

そういう中で、町の補助を復活していただけないかということでございますけど、これにつきましては、今、設置価格は随分下がっております。というのが、平成21年ごろについては、1キロワット発電する設備が約100万円ぐらいかかっているわけなんですけど、今は40万円弱になっております。そういう意味で、補助をしなくても十分皆さんが設置していただけるような状況になっているんだということで、国の補助制度も平成25年度で打ち切りになったということです。これからはそういう意味で、設置については個人負担でやっていただいても、十分それは皆さんも設置をしていただけるんじゃないかというふう考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 最後の質問をさせていただきます。

今、新聞情報で、公的施設に屋根貸しをするという情報がいっぱいあるんです。それは、皆さん、御存じだと思うんですけども、本町でもしパネルを独自につけずに、公的施設に太陽光発電をつけるというのがまさに屋根貸しというようなことで、そういうよ

うなことなんですけど、実は最近の情報で、広島市では昨年11月から、これ、新聞情報です、吉島体育館や大塚小学校、大塚中学校の屋根を民間に20年間貸し出すような情報がございまして、だからそれはもちろん使用料も入るし、間接的環境貢献いうんですか、要は市がやるということですから、なるわけですよ。同時に、地域経済の活性化にもなるわけですよ。そういうようなことがどんどんどんどん進んでいるわけなんですけど、もし本当に公的施設にうちがつけんのだったら、貸してやればええんじゃないかなというふうなことを思うわけなんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） おっしゃいますとおり、これも情報でございまして、県のほうでリースによって太陽光発電を実施するというふうな情報が入っております。これについては、ことしの10月から実施するというふうに聞いておるんですが、内容は売電による収入からリース料を差し引きした、残りを収益として上げるというようなことございまして、県の設置する施設というのは、いろんな形状であるとか日照時間であるとか、いろいろな条件があると思います。そういう中でリースの場合は、大体50キロワットの発電がないと、なかなか採算性がないというふうに聞いておりますので、こういう状況の中から、坂町の50キロワットということを設置できるところがあるかどうかというところをいろいろ検討してまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、坂小学校、横浜小学校等も、今は20キロワットの発電能力を持った施設がついておりますので、これより大きな設置場所が必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 8番姫宮五鈴議員から「森山を坂町の観光地に」の件を質問願います。

○8番（姫宮五鈴議員） 「森山を坂町に観光地に」の件について質問いたします。

坂町は山あり谷あり、そして海ありの風光明媚な町であります。今以上に森山を整備し、よい道路をつけ、梅や桜の木をもっともっと植えて、梅や桜の名所にし、他町村よりたくさんの方々に来ていただき、坂町の観光名所にしていく。そして子供たちや町民に喜んでもらえる町にして、そこに幾つかのグラウンドをつくって、遊んだり

歩いたりできる楽しい森山になるようにしたいものです。町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「森山を坂町の観光地に」の件につきましてお答えをいたします。

本町では、歩くことが健康の維持増進や交流などさまざまな分野において活性化が図られることから、安全で気軽に散策できるルートや自然・歴史など魅力あるルートを設定し、歩行者空間を整備するなど、ウォーキングによるまちづくりを推進をいたしております。

町制施行60周年の平成22年8月1日に、悠々健康ウォーキングのまちを宣言をし、毎年、悠々健康ウォーキング大会を開催し、本町の魅力を発信をいたしております。

また、観光施設として、現在、ベイサイドビーチ坂は海水浴客、ウインドサーフィン、魚釣り、ビーチバレー、ビーチサッカーなど、海洋レクリエーションの場として活用されており、年間を通してさらなる利用が図られるよう関係機関と検討をいたしているところでございます。

将来的には県道坂小屋浦線の整備にあわせて、自然環境を活用した森林体験型のレクリエーション施設の整備を検討することといたしております。

御質問の森山を坂町の観光地にの件につきましては、森山は、現在、坂町ふるさと自然の道として、町が頂上に向かうサンルートの遊歩道を整備し、頂上には野鳥の観察ができる施設や、休憩施設のあずまや、トイレを設置をいたしております。

また、横浜地区の有志の方により桜も植樹されており、花見やウォーカーの方が遊歩道を利用されております。

森山は平地が少なく、頂上以外は急峻な地形でほとんどが民有林であることなどから、道路新設、町民が遊ぶグラウンドの整備などは非常に困難であるため、町といたしましては現状を維持し、多くの方が歩いて自然に触れ合える環境を存続させていきたいというふうに考えております。御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 姫宮議員。

○8番（姫宮五鈴議員） 今、いろいろとお聞きし、いいぐあいに整備して、自然環境を活用して森林体験、レクリエーション施設の整備を行っていると言われましたけど、

今、頂上に向かうサンルートの遊歩道を整備するというてありますが、もっとちょっとふやしていただくことと、そしていずれは、今、すぐでなくても、お年寄りが、歩けない人なんかは自動車で上に上がれるように、ちょっと幅の広い道路をつけていただけたらと思っております。ちょっと見解をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。

○建設部長（三宅信治君） お答えいたします。

先ほど、町長の答弁もありましたように、山が非常に急峻ということでございまして、今、サンルートの遊歩道をつけておりますけど、そこらあたりの進入路というのがなかなかございませんので、そこらあたり非常に難しいと考えております。

また、道路を広いのをつけてくれということでございますけれども、ちょっとなかなか難しいような状況でございます。

ただ、今、議員さんが質問されたように、梅とか桜とかそういうものにつきましては、近隣に横浜公園というすばらしい公園がございます。そこらで梅園とかもございまして、今、満開で梅も百数十本ございまして、また桜のところも200本ぐらいございまして、そこらを利用していただければと考えております。

広場にしましても、自由広場ということで、約千七、八百平米ございまして、そこらも芝生も敷いておりますし、また眺望もすばらしいということで、横浜公園に行くのは、また障害者の方も道路が上まで行けるようについておりますので、そこらを利用していただければ非常にありがたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（川本英輔議員） 姫宮議員。

○8番（姫宮五鈴議員） いろいろ、今、いいぐあいになっておるということで、傾斜がひどいので道路をつけるのはなかなか難しいと言われましたけど、先でいいんです。少しずつでも、先でいいですから、できたらと思えますからよろしく願います。

○議長（川本英輔議員） 答弁はいいんですか。

○8番（姫宮五鈴議員） 答弁お願いします。

○議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。

○建設部長（三宅信治君） 先でつけていただければということなんですけれども、現状で、先で検討するというのもなかなか言いにくい状況でございますので、御理解

いただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

少しちょっと早いんですが、坂小学校の6年生の皆さん、交代をしていただきたい  
と思います。よろしく願いいたします。

再開は11時5分といたします。

（休憩 午前10時51分）

○議長（川本英輔議員） 坂小学校6年生の児童の皆さん、ようこそおいでいただきま  
した。きょうは1時間ということでございますけれども、貴重な時間であります。し  
っかり学習して帰ってください。よろしく願いします。

（再開 午前11時05分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 3番奥村富士雄議員から「消費税アップに伴うプレミアム商
品券の発行」の件を質問願います。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 「消費税アップに伴うプレミアム商品券の発行」の件につ
いて御質問いたします。

アベノミクスで景気回復が地方にも及んでこようとしている中、ことし4月から消
費税が5%から8%に引き上げられ、消費の落ち込みによる景気回復の中折れが懸念
されています。

今から5年前の平成21年10月から12月にかけて、町内消費者の購買意識の拡大
などにより、町内各事業所の売り上げ向上と地域経済及び商工業の活性化を図るこ
とを目的に、10%のプレミアム商品券（その当時はさかようよう商品券といました
けども）を5,500万円発行し、短期間ではありましたが、消費の拡大に成果があ
りました。

前回は国の補助がありましたが、今回は補助が今のところなく、単町での発行は多
大な負担となるでしょう。

しかし、消費税引き上げによる苦しい家計で消費が冷え込み、地元商工業者の経営
を圧迫することを防がなければなりません。

プレミアム商品券を発行し、町民生活の支援と町内消費の拡大、そして町経済の活性化を図ることが重要かと思いますが、町当局の見解をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「消費税アップに伴うプレミアム商品券の発行を」の件についてお答えをいたします。

我が国の経済は、安倍政権の経済政策アベノミクスにより円高の是正や株高が進み、内需を中心とした景気回復の動きが広がっておりますが、地方へはまだその効果は十分に伝わっていない状況にあります。

このような状況の中、地域経済の活性化のためには、国と地方公共団体が連携をし、地域の実情に応じた適切な対策を講じることが求められております。

本町におきましても、舗装改修工事など公共事業を実施するとともに、住宅リフォーム補助金制度などにより、地域経済の活性化を図っております。

御質問の消費税アップに伴うプレミアム商品券の発行につきましては、平成21年度に個人消費が冷え込んでいる中、町と広島安芸商工会坂支所が連携し、地域経済及び商工業者の活性化を図るため、町が補助金を支出し、広島安芸商工会坂支所がプレミアム商品券を発行をいたしております。

当時の経済情勢は非常に厳しく、国が地域の活性化のため、使途が柔軟な臨時交付金を創設したことで、町が活用したものでございます。

現時点では、国からの補助制度もない中で、町単独でのプレミアム商品券発行は困難であるというふうに考えております。

また、平成26年4月から消費税率引き上げに伴い、国は所得の低い方々への負担の影響を鑑み、暫定的、臨時的な措置として、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特別給付金を支給することとしました。

これらの給付金は事業主体を市町とし、給付対象者につきましては、臨時福祉給付金は平成26年度の町民税非課税世帯であること、子育て世帯臨時特別給付金は、平成26年1月分の児童手当受給者であって、平成25年度所得が児童手当の所得制限に満たない者であることとされ、それぞれの受給対象者1人につき1万円を、また、臨時福祉給付対象者の中で老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、原爆被爆者諸手当等の受給者には、さらに5,000円が支給されるものでございます。

これを受け、坂町では、平成26年度の町民税が確定する6月から、申請受け付け

を開始するための準備を進めているところでございます。

なお、坂町内で給付金の対象見込み数を臨時福祉給付金対象者2,700名、うち5,000円の加算対象者1,600名、また、子育て世帯臨時特別給付金対象児童数を2,100名と見込んでおります。

今後も近隣市町や広島安芸商工会坂支所とも連携し、それぞれの役割分担の中で、地域経済の活性化に取り組みたいと考えております。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 当然の回答だろうというふうに判断しています。町単独というのは難しいということなのですが、実は平成24年に、熊野町が単独で1億1千万円の補助を出して、このプレミアム商品券を発行しております。県内でも、今、神石高原町とか世羅町でもやっとなるようでございますけども、これはもちろん単独であるはずなんです。それで町長がよく言われるのが、国やら県の動向を見ながら、あるいは近隣市町の動向を見ながらとよく言われるんですけども、今の広島県の町長会の会長であるんで、ぜひ率先してプレミアム商品券を発行していただき、いわゆる景気いうものはムードなんです。庶民の皆さんのムードによって高まってくるはずなんです。だから消費が、今、落ち込む落ち込むということで、マスコミがどんどん言われとるんですけども、坂町はプレミアム商品券を発行してから、景気をよくしていこうと一生懸命取り組んでおるじゃないかと、こういう声が上がると、例えばマスコミが捉えると、近隣に波及していく可能性いうのがあるわけですよ。

今、非課税世帯に対しての交付金というのが出ますけども、よく見ると、全町で4,800人ですか、約3分の1ですよ。3分の2に対しては無策なわけですよ、消費税アップに対して。きのうも町長の施政方針の中で、消費税が8%に上がって、景気の中折れが心配されますよということをうたつとるわけで、ほいじゃあ消費税8%に対して町がどういう施策を打っていくか、景気対策とかそういったものが全くないというようなのが現状なわけですよ。そういう意味で、今回、発行というものをうたつておるわけなんですけども、誘い水ですから、幾らが妥当であるかということはないわけなんですけども、例えば少額でもよかろうと思うんです。10%ですから、あるいは例えば5%でもよかろう、このたび、3%上がるわけですから、5%とすれば250万円だったら5千万円というような感じになりますね。そういうような形なんです

けども、例えば町が単独で、そういう町民の皆様の消費を推進するために、あるいは町の経済を発展させるために発行する意図は全くございませんか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、答弁でも申し上げましたとおり、近隣の市町等ともいろいろ共同歩調をとっていくのが私はよりベターじゃないかというふうに思っております。ただ、消費税も地方消費税ということで、幾らか、今回、3%上がった部分が地方のほうへ来るんだというようなことは言われておりますけども、これは決して来るわけではないんです。それが今度は交付税でそっくりそのまま削減されるということで、プラマイはほとんどないわけでありましてゼロです。ただ、国のほうは、今度はいわゆる財政需要のほうをもうちょっと多く見てやるというようなことで、何とかするといっておるんですけど、これも数字が全然まだ出てこない状況です。そうすると、今の段階では全く地方消費税が上がった分、0.7%ぐらいアップの部分を地方のほうへ配分してくるわけですけども、それは先ほど申しましたように、地方交付税のほうへカウントして、地方交付税の収入額のほうへそれをカウントするものですから、それをそっくりそのまま交付税を削減される、国が召し上げていくというような、今のところは状況になっております。そこらもしっかり勘案をしながら、これは判断をしていかなければまずいことにもなってくるというふうに私は思っております。この地方消費税のアップも、いわゆる社会保障の安定化につなげるということで、国はアップをされたわけでありまして、そういう面では幾分か国のほうから社会保障のほうの支援が来るのかなというような期待はしておりますけれども、現時点ではそういうものの全て数字として、削減される部分はもう決まっておるんですけども、そして地方消費税の分配も決まっております。そういうことは決まっておるんですけど、それ以上のことが数字的にまだ見えてこないということもありますので、そういう意味で、近隣市町ともいろいろ検討しながら、あるいは安芸商工会坂支所ともそこらを踏まえながら、今後、状況を見ながら、どうあるべきかということを判断していきたいということで答弁をさせていただいております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 経済を発展させるという、活性化するというのと、いわゆる町民の方の生活を支えて補助していくというような二面があるわけで、この商品券は、そういう意味で、私は、九州は地方消費税とは違うんですが、九州は21年以降、

毎年、発行しておるところが結構あるんです。去年、視察に行きました鹿児島県の垂水もちょうど発行したときに行きましたけども、そういう形で、要するに町が町民、あるいは住民に対してそういう購買を促進させることによって地域経済を活性化しようじゃないかという姿勢があるかどうかということなんです。今回、先ほどの交付金というのを4,800人ですか、ということがありましたけども、なかなかこれは商品回らんのんじゃないかなというような考えなんですけども、それはわからんのんですけども、そういう中で、残された3分の2に対して、やはりあるいはその人たちも含めた形での消費を促すという意味で、プレミアム商品券ということをやむというふうに関心も質問もするわけなんですけども、何らかの形で、今後、予算の中でそがいに何千万円という予算じゃないわけですから、あるいは今後、国の補助金なり県の補助金なりが出てくる、あるいはそういった面に使える面という予算も出てくるかもしれないんですけども、その辺について前向きに取り組んでいただくように、できれば単独でやっていただくのがいいんですけども、単独がもしできんということであれば、いち早くそういう情報を知り得ながら商品券の発行をして、やっぱり消費税がアップすることによって、いわゆる町民の生活が苦しくなってくることは確かでございますので、それを少しでも助けになるような形で援助していただきたいというのが本音でございます。そこら辺につきまして、今、近隣市町とか、あるいは商工会との連携という中で、できない選択肢で話をするとできないんで、できる方法が何かないかなというようなことを考えていただくということがええんじゃないかと思う。そういう意味での取り組み、やらないという方向じゃなくて、やるにはどうやったらできるかというのをぜひ研究していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） けさの中国新聞にも、平成26年度坂町の当初予算等々がはしょって新聞に掲載されておりましたけれども、いわゆる町で、これも景気回復というようなことが全国的に言われておりますけれども、坂町では0.1%、微々たる200万円ぐらいの、今、当初では計算上は景気回復、上昇がない。そして地方交付税も一応現時点では1.6%のマイナスというようなことになっておりますけども、そういう状況でございます。今、おっしゃることはよくわかるんです。できることなれば、何とかできるのが一番いいと思っておりますし、そういうことは常に念頭にはあるわけでありまして、住宅リフォームも本年度も引き続きやらせていただく、あるいは先

ほど答弁でも申しましたけども、国のほうの元気づくり交付金等を活用して、道路の舗装とか町内業者にも出ております。あるいは各住民協から御要望のありました環境整備、ここらもそういうものを活用しながらやっておるような状況でありまして、そういう面につきましても、しっかりまた頭の中にはあるわけでありまして、そういうものが総合的に、よし、これならいけるというようなことがあれば、また、先ほど申しましたように、安芸商工会とも協議をさせていただきながら検討していきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 1 番中川ゆかり議員から「安全・安心の給食衛生管理対策は」の件を質問願います。

中川議員。

○1 番（中川ゆかり議員） 「安全・安心の給食衛生管理対策は」の件についてお伺いいたします。

ことしに入り、浜松市の学校給食や広島市の民間デリバリー給食でのノロウイルス集団食中毒感染が世間を騒がせました。

この報道を聞いたとき、坂町内の給食の衛生管理はどうなっているのかと感じた人が少なからずいたのではないのでしょうか。

安心・安全なものとして食する給食にずさんな衛生管理はあってはならないことです。

坂町における給食施設は、坂町立給食センターや坂・小屋浦保育所、なぎさ若竹、横浜若竹保育園の5カ所あり、平素、地場産物の活用や「広島給食100万食プロジェクト」の取り組み等、四季折々に工夫された給食は子供たちに喜ばれ食されています。

坂町では過去にも現在も食中毒は発生したことはありませんが、今後も発生しないためのさらなる町内給食施設の衛生管理体制、強化対策の必要性が求められると考えます。町の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「安全・安心の給食衛生管理対策は」の件についてお答えいたします。

学校給食におきましては、安全・安心な給食を提供するため、食材の選定、購入、保管、調理などに十分な衛生上の注意を払うとともに、給食施設、設備や調理員等に

対する衛生管理の徹底を行っております。

議員御指摘のとおり、ことしに入り静岡県浜松市や広島市において、学校給食を原因とするノロウイルスによる食中毒が発生し、多くの学校で臨時休校や学級閉鎖となる事態となっております。

坂町におきましては、昨年2月、給食センター調理員がノロウイルスに感染した際、西部保健所と連携し、徹底した消毒等の実施を行うとともに、子供の安全を重視し、給食中止の措置をとって対応しました。

議員御質問の、坂町では過去にも現在も食中毒は発生したことはありませんが、今後も発生しないためのさらなる町内給食施設の衛生管理体制の強化対策の必要性についての町の見解につきましては、平成18年1月の広島県教育委員会通知、学校における感染症等の予防拡大防止についてや、坂町教育委員会が作成した学校給食衛生管理マニュアルに基づいて、毎日実施する下痢や発熱等の健康調査、調理機器等の衛生管理点検、給食を児童・生徒に出す前に、給食センター所長や各学校の校長が事前に食べる検食の実施、月2回の給食センター職員の検便を実施、食品検査や衛生害虫駆除施行及び害虫点検など、月1回実施しております。

このたびのノロウイルスによる食中毒の発生を受けて、給食センターにおいては即座に調理員等に対し情報提供や安全性確保のためのミーティングを実施し、専門知識を持った方に講師を依頼して、手洗いの順序や方法についての勉強会を実施するなど、衛生管理の再徹底を行いました。

また、学校給食物資納品業者に、学校給食におけるノロウイルスによる食中毒の発生予防対策についてを作成をして、文書による注意喚起を行っております。

また、学校においては、児童・生徒に手洗い等の徹底を図るとともに、保護者に対して注意を促す記事を記載した保健だよりや、家庭への通知文書を渡して周知の徹底を図っております。

同様に、坂町内の保育所・園においても、月1回、保育士、調理員の検便を、また、衛生面についても、このたびの報道を受けて、管理栄養士、または栄養士の資格を持った職員の指導のもと、調理員だけではなく、職員及び子供に対しても健康管理、手洗いの励行等を徹底して行うこととしました。

今後とも食中毒を発生させないために、衛生管理体制を絶えず点検しながら、子供の食の安全性確保に万全の注意を払い、安全・安心な学校給食等の提供を行ってまい

ります。御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 答弁にありましたが、学校給食衛生管理マニュアルに基づいた徹底した管理が行われているからこそ、安心・安全な給食が子供たちに提供されているのがすごくよくわかりましたが、今後、さらなる安心・安全のために、坂町独自の対策や、新しい管理方法や体制の導入や構築は考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 河本学校教育課長。

○学校教育課長（河本和彦君議員） お答えいたします。

現在、坂町教育委員会で作成しております学校給食衛生管理マニュアル、これを基盤にしてさまざまな取り組みを行っております。これにつきましても、日々、いろんな変化でありますとか情報が入ってまいりますので、日々、国や県、または他市町の情報収集に努めて、管理マニュアルにつきましても、その都度、必要な改善を行いまして、今後とも食中毒を発生させないような体制づくりに努め、万全の注意を払って安全・安心な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 同様の質問を、ほかに4カ所保育園と園ですよね、そのこの管轄の保育所、保育園のほうはどうなのかちょっとお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 保育所・園に関しましても給食センターと同じように、職員には徹底してまいります。

また、保育所は送迎に対しまして、保護者が保育所のほうに入っておりますので、保護者のほうには掲示板等で注意を促し、ノロウイルスの侵入とかいうのを防いでいきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 答弁にあります物資納品業者に対して注意喚起を行ったということですが、その内容はできれば教えていただきたいと思えます。どうですか。

○議長（川本英輔議員） 河本学校教育課長。

○学校教育課長（河本和彦君議員） お答えいたします。

今回の大規模のノロウイルスによる食中毒の発生に対しまして、物資の納品業者全

8社ございますが、それに全てお願い文をお渡ししております。お願いの内容としましては、広島市の中学校でのデリバリー給食を原因とした大規模なノロウイルスによる食中毒の発生に触れまして、発生原因の多くが調理従事者を介した発生となっているという点などを注意喚起を促しております。

また、食中毒発生防止のために、再度の衛生管理の徹底をお願いして、食中毒の発生防止対策に努めるよう依頼を行っているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 今回、1月の終わりから2月の最初にかけてこのノロウイルスの報道がされたときに、坂町は単純に坂町の給食はどうなんだろうというので、今回、質問をさせていただきましたけど、町民の立場に立ってみると、どうなってるんかねと思ったときに、すぐにぱっとわからないというのが本当だと思うんです。それで、給食施設で行われている衛生管理状況を、町民に対して知らせるすべはないものかと考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本学校教育課長。

○学校教育課長（河本和彦君議員） お答えいたします。

現在、栄養教諭を中心に、献立や食材など栄養についていろいろ工夫を凝らしたポスター等を学校等に張って掲示させていただいております。また安全対策についても、手洗いやうがいなど、校長会などで指導の徹底を図っております。給食センターでの安全管理につきましても、学校を通じて保護者にさまざまな情報提供を行っておりますが、より保護者にお子様に対して安心して学校給食を食べていただける安心感を与えるためにも、今後もさまざまな機会を通じまして、学校給食の衛生管理面も含めて、さまざまな情報提供を数多く発信していけたらと考えております。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） いろんなことを心がけていただいております。

一つ提案なんです、よく給食だよりとかありますよね。そういうものの一番下でもいいんで、衛生管理方法という感じで、毎月、こんなことをしてますよ、こんなことをしてますよというのを少し載せていただいたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 今、おっしゃった給食だより、これは、今、学校では児童・

生徒が家に持って帰って、日々の献立等とあわせて、この日は何の給食かなと楽しみにしているところだと思いますけども、今、議員さん言われたようなことについては、梅雨の時期であれば、これはこういった部分の病気の予防であるとか、また、冬場のノロウイルスの時期については、そういった内容というのを徹底しているところですけども、給食の調理の部分についても少し検討をしながら、掲載をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 5番瀧野純敏議員から「認知症に対する町の対応は」の件を質問願います。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 「認知症に対する町の対応は」の件で質問をいたします。

認知症は今や世界的な課題である。昨年末にはロンドンでG8による認知症サミットが開かれている。デンマーク、スウェーデン、アメリカなどがいち早く取り組んでいるようであるが、我が日本では、26年度末にはどの程度の財源が社会として必要であるか試算するといっている団塊の世代の高齢者で、こういった人たちが急増するのは確実であります。

我が坂町では、24年民間によるグループホームが新設されました。また、地域包括支援センター事業による相談支援が行われています。坂町見守りネットワーク事業はうまく稼働しているのか。町内各地での高齢者率は今以上に進んでくる。これから認知症患者を見過ごすわけにはいきません。町当局の考えをお伺いします。

- 1、町内の患者や予備軍の調査及び把握は手がけているのか。
- 2、徘徊や不明者予備リスト作成予定は考えてあるのか。
- 3、認知症に優しいまちづくり事業などの考えは。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「認知症に対する町の対応は」の件についてお答えをいたします。

高齢化の進展に伴い、認知症患者が増加するスピードは増しており、65歳以上では10人に1人が、85歳以上では4人に1人が認知症になると言われているところでございます。

また、同時にひとり暮らしや夫婦ふたり暮らしの高齢者世帯が増加しており、坂町でも高齢者の半数以上が高齢者のみの世帯となっていることから、認知症対策は喫緊の課題となっているところでございます。

このような中、坂町では認知症になっても高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターによる相談支援事業の実施や、認知症高齢者グループホームの整備のほか、地域全体で支え合っている体制の構築を目指し、坂町高齢者安心見守りネットワークを立ち上げたところでございます。

現在、坂町高齢者安心見守りネットワークでは、9名の方が見守りを登録しているとともに、協力機関として町内外の77機関に申請をしていただくなど順調に稼働をいたしており、今後ともさらなるネットワークの拡大に努めてまいります。

御質問一点目、町内の患者や予備軍の調査及び把握は手がけているのかの件につきましては、3年を1期とする介護保険事業計画の策定の際に行うニーズ調査において、認知症の治療状況や認知機能障害のリスク保有者の状況などを把握しているほか、要支援、要介護認定者については、認知症による症状まで調査しているところでございます。

御質問二点目、徘徊や不明者予備リスト作成は考えてあるのかの件につきましては、既に地域包括支援センターにおいて、高齢者への戸別訪問や民生委員などからの連絡による訪問相談を行う中で、徘徊や行方不明となる危険性を抱える高齢者について把握をしているところでございます。

御質問三点目、認知症に優しいまちづくり事業などの考えはにつきましては、認知症など重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることのできる優しい町を実現するためには、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを坂町に合った形でつくり上げていくことが必要であります。このため、来年度、地域の現状と課題、その課題解決策など、地域包括ケアシステムの構築に向け、具体的な行動計画を記載した地域包括ケアロードマップを作成することといたしており、この計画を着実に実行することで、認知症高齢者に優しいまちづくりが実現できるものと考えております。御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 町長にしっかり話してもらいました。ただ、これをこのたび

出したのは23年9月の一般質問で、高齢者はどうするかという質問の中で認知症を出したところが、いろいろな方策をつくってくれますと。

しかし、今、全国で65歳以上、これ、もう46万2千人おるんですね。それから予備軍が400万人おるんですよ。それで若年まで入れるとどうなるのか、1千万近くまでいる推定もこれはもう確実に出てますね。

その中で、ただ、私が言いたいのは、坂町において、これだけの、今のこれは平均ですから、高齢化率から言うと坂もずっと上がっておるんですよ。そして、今、何が悪いかいうたら、高齢者の中で認知症になるのは、まずアルツハイマー型の認知症が60%おるんです。これはその60%は治るめどがあるんです。早くに見つけてやりゃいいんです。早期の発見と早期の治療があれば治るんです。だからその辺をもうちょっと、今、確かにこれだけしてもらっておりますが、もうちょっと迅速に、それから人材をふやすとかいう考えがあるか、一つその辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

議員のおっしゃるように、認知症につきましては、早く見つけて早く治療するというのが一番大事でございまして、ただ、治るかと言われますと、現在は根治できるようなものはまだないということで、進行をおくらせることができるということでございます。そのために、これは坂町だけではないんですけれども、進めているものがオレンジドクターといいまして、町の診療所の先生に認知症の勉強をしていただいて、そこにかかっている患者さんで、これはという方がいらっしゃったら、さらに専門の病院へつなげていただくというような、そういう連携が図れるような体制を、今、つくっておるところでございます。

坂町におきましても、現在、4名のお医者さんがそういうオレンジドクターの認定をされておられるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 確かにそれぐらいおるでしょう。おるんじゃないんです。私が認識して、おたくらがわからんのを見ても、私もそれぐらいの年代ですから、おる中でももうぱっと見てわかるとか、何人かおるんですよ。それすら今はできん。だけど、今、言うような認知症の悪さいうのはどこにあるかいうたら、見たら全然わからんですよ。わからんけど、今、先ほど言うように、今、家庭の中ではテレビ、一番悪

いんですね。特に坂町はひとり住まい、それで大方の方が家を持つってですよ。ひとり住まいも家を持つとる。老夫婦も家を持つとる。ほいで、きょう、来られるような小学生と一緒に住んでおられるような方はなかなか認知症にはならんのですよ。したらテレビを見るばかりで、言葉を発せん、聞くだけ、見るだけ。それもちょっと耳が遠くなると、イヤホンかけて、とにかく絵を見るだけ。だからそれが出ていくと、何がわからんいうて認知症になるんです。これが圧倒的に多いいうのは、データで出ておる、ここへ新聞とか医学のほうから僕が出しておりますけど。だから坂町でも、これから、私が見るのに徘徊、これにしてもそうなんです。今、徘徊者がどんどんふえとる。それは坂町はまだいいんです。大都会はすごいんですよ。ただ、私が、これ、初めて去年の10月に、やはり坂でも私が、早朝、4時ごろに散歩しよったんです。そうしたところが、川のほとりで帽子をかぶって傘を差して革靴はいてかばんを持つとる。それでおはようございますとって言ったら、どう言ったかといったら、済みませんが、あそこに見えるのは黄金山ですよというから、いやあれは違います。この辺は太田川じゃないんですかいうて、いや違うんです。そういう話があったんです。それで私も雨が降るし、ちょっとほいじゃあどこまで帰るんですか、江田島へ帰ります。だからほいじゃあここじゃない、駅までずっと連れてったんです。それとか合間に見たら、そのときはと気がついて、ありゃ、これは認知症じゃないか思って、それですぐタクシーの運転手に言って、ちょっとここから動かすなど。ほいで私はそこから走って家まで帰って、トラック持ってきて乗せて、それで家まで連れてった。それでそこで見たら、観音に住んどった方なんです。それで原爆に遭うて、原爆手帳を持って、ほいでお金は七百何ぼ持つりました。ほいで本当にどこまで帰るんかいいうたら、江田島まで帰りますと。ほいで姉が言うのに、それが江田島の古鷹におったんですね。それで宇品から電車と船で帰ると。ほいでおたくはどうやって来たんですかいうたら、ゆうべ電車に乗って、広島駅に着いたら12時過ぎとって、交番に聞いたら、江田島に帰りたいいうたら、黄金山を目標に、川のほとりを真つすぐ帰ったら帰れると聞いたらしいです。それを間違うて4時間ずっと寝ずですよ、4時ですから。ほいで坂まで来とったんです。それを見てかわいそうで、これが認知症いうことで、すぐ江田島にも電話しといたんですけど、それから。そういうことがあるんですよ。それが、今、どこにあるかいうたら、ここに書いてあるけども、認知症いうのは皆にはわからんのですよ。そのくせにぼつと行くのが、これがここに書いてあるけど、大

阪の堺から20日かかって北海道のパチンコ屋で見つかった。とにかくそれが人数が多いんですよ。もう日本中でやっても、今、不明のまま死亡したので578、今現在、不明が9,607人おります。これだけ徘徊者が出るような、だから私が言うのは、今のうちに、坂町も出んように、とにかくみんなで我々職員、役人、我々も十何人おりますので、みんなで、それから、今、おられる子供さんもみんなでそのやり方を、町でちょっと考えられんかいうことを聞きたいんです。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 認知症につきましてはさまざまな原因がございまして、それを完全に防ぐということはなかなか難しいものがございまして、ただ、認知症になるリスクをできるだけ少なくするという事は可能でございまして、そのために、今、町ではウォーキング、もうできるだけ出て運動していただくということで、ウォーキングによる健康づくりを進めておったり、あるいは各地区でサロンを開いていただいて、家に閉じこもりがちにならないようにできるだけ出ていく機会をふやしていただいたりとかいうようなことを、そういう予防対策というのをしておるところでございまして。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 三番目に、認知症に優しいまちづくり。確かに、町長、この質問の中に優しいまちづくり、ちゃんと入れてます。ですけど私が言うのは、優しいまちづくり。何かいうたら、今、高齢者になって買い物に行くのに大変なんです。それであちこちでやっとなのが、買い物に行くと、買い物に行って、物は自分の好きな物を入れる、いっぱい入れてます。ほいで3人ぐらい前に渋滞しとると、レジ、したら1人歩くと、すっとなっていくんです。ほいでおいおいという盗難いうて捕まったりしとるのがいっぱいおりますね。それで、今、静岡県ではタクシー、ホテル、それからスーパー、これが一体になって、やっぱりホテル、旅館なんかは浴衣で変えてみたり、そういうことをやっとなんです。それから愛知県なんかは、もうこれは認知症のセーフティーネットをつくって、ちゃんとしたものを、だからこうやって見て、誰かが決めとる限りはリボンをつけたり、それから何かをつけて暗証を入れるんです。私が言いたいのは、坂町でもまずパルティ、ここの中、それからフジ、それからダイキ、それからJAが三つありますね、このJA、これら、それと商店街、商工会を通して、何かのそれらにもお願いして、坂町からのちょっと認知症の気があるのがわ

かれば、それに対するそういう罰則はせずに、それがわかるようなシステムを、今からもう早うにこうやって遠くのほうは何県かがつくっておるんですから、坂町もこの辺で一番最初につくって、そりゃフジの店長、ダイキの店長、それらも、今、町長が言っとるように、これ、生活支援、医療的、公的な支援じゃなくて、一般の商工会の方々、これにもやって、とにかく高齢者の中の認知症たるものの、認知症の方々をいかに保護して、そして認知町の方というのは不思議、我々も一緒ですね、気に合うたら、好きなところに圧倒的に行くんです。それから古いことは覚えとるから。だからフジの好きな人はフジ、ムラカミが好きな人はムラカミ、だからそこを把握しときさえすれば、何とかこれは防げるというても、捕まるとか、文句言われるとか、それがここに書いてあるように、愛知県ではスーパーというスーパーが認知症は入っちゃいけないいうて決めたいらしいですよ、一遍。そしたら商人から市民からがと来て、結局は、今、言うように、愛知県は認知症の買い物セーフティーセンターいうのをつくったんです。だから坂町でもそういうのができんのか、確かに対策まではしとるけど、町内の業者らとも一緒になってする気があるのか、私は質問ですから、その辺を町長、わかりますか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

ちょっと認知症セーフティーセンターにつきましては、私ども、まだ勉強しておりませんので、どういったものかというのは直ちにわからないんですけども、民間のそういうスーパーさんであるとかにつきましては、町長も答弁いたしておりましたとおり、坂町高齢者安心見守りネットワークというものを坂町では構築しておりまして、その協力機関として登録をいただいております。したがってそういう機関につきましては、認知症の方の症状というのを簡単に理解できるようなパンフレットをお配りして、物をとるといいますか、そういうのも認知症のいわゆる周辺症状の一つであるんですよということを理解していただくようなパンフレットをお配りして、理解していただくようなことで、協力機関として登録をさせていただいておるところでございます。そういった業者との連携というのも順次生かしておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員さん、質問をちょっと要点を絞って端的によろしくをお願いします。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 坂町の、今、見守りネットワークつくっておりますよね。これをもう少し本気になってしっかりやれるのかどうか、その辺を一つだけお願いします。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） しっかりやれということでございます。しっかりやっておるつもりなのですが、今、瀧野議員言われたとおり、今以上にしっかり力を入れて、認知症高齢者に優しい坂町というのをつくっていきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） よろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

（休憩 午前11時41分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 引き続き一般質問を行います。

10番大田直樹議員から「道路橋の長寿命化に関する取り組み状況について」の件を質問願います。

大田議員。

○10番（大田直樹議員） 「道路橋の長寿命化に関する取り組み状況について」の件でお伺いいたします。

ごみ焼却施設の長寿命化については、国の方針にのっとり、坂町でも実施することに決まりましたが、周りを見渡したとき、コンクリート橋と鋼橋の実態はどのような状況なのでありましようか。

町内にある64の橋梁のうち、1958年に1橋、1960年代に11橋、不明26橋と、実に38、約60%の橋梁が1970年以前の建造物で、50年近く、またはそれ以上の建造物であると思います。

大切な資産である橋梁を長く保全し、安全・安心な道路サービスの提供が責務である町の取り組み状況等をお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「道路橋の長寿命化に関する取り組み状況について」の件につきましてお答えをいたします。

本町では地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展を図り、世代間の循環が可能な地域を構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策や、小中学校の耐震化対策を実施するなど、安全・安心な環境整備を行っているところでございます。

橋梁は災害時などの円滑な搬送や住民の生活環境に直接のかかわりが大きく、管理保全は重要であると考えております。

町が管理をいたしております幅員が2メートル以上の64の橋梁につきましては、平成23年度に広島県が策定をした橋梁定期点検要領に基づき、目視点検を行い、橋梁の健全度を判定をし、その結果をもとに、橋梁長寿命化計画を策定しております。

御質問の道路橋の長寿命化に関する取り組み状況についてでございますが、橋梁長寿命化計画に基づき、緊急に整備を要する橋梁について、順次対応することといたしており、平成24年度には健全度の低い小屋浦地区の藤向橋を補修をいたしております。

また、平成25年度からは坂地区の長橋、この役場の下のほうにある橋でございますけれども、整備に向けて詳細調査を行っております。

今後も引き続き、町内の橋梁につきまして、広島県定期点検要領に基づく5年ごとの橋梁点検や、日常パトロールにより橋梁の破損状況を把握し、橋梁長寿命化計画の精度を高めるとともに、新工法の採用などによるコスト縮減を図りながら、計画的に修繕を実施し、引き続き町民の安全・安心の確保に努めてまいり所存でございます。御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 10番大田議員。

○10番（大田直樹議員） 答弁いただきました。長寿命化ということでやっておるといふふうにお伺いいたしますが、目視ということではちょっとお聞きしたんですが、今、坂町だけでなく、この問題は全国的な問題であろうかと思えます。きのうも朝、テレビを見ておりましたら、午前中、そのことについてやっておりました。そうすると、国交省では橋、トンネルにつきましては、5年に一度、そういった点検をして、そして4段階で提出するようなことをきのう、そしてこれは7月からというふうなきのう

のあれでは言うておりました。それに該当する町のあれが、国のあれは何橋ぐらいあるんですか。10メートル以上とかそういったのがあれなんですか。もしそういったあれらは、それに該当する橋、目視でなく、そういった打診ですか、たたいてやるとかいうふうなことをせんにやいけんのんか、どういうふうなあれなのか御存じでしたら、そしてそういうふうな5年に一度、国交省がやれということで、それについては町はどのように考えておるんか、そここのところをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えします。

橋梁の長寿命化の取り組みでございまして、23年度に広島県の点検要領に基づきやっております。これらは国に準じてやっているということでございます。

また、この23年の点検要領に基づきまして、坂町のほうではまず目視点検を行い、その橋梁の各部材及び使用構造物の破損状況を確認させていただきました。

この中で緊急な対応が必要な箇所、また損傷の大きい度合いでの対応、または損傷が小さい度合いでの対応、あと経過観察及び損傷がないというような5段階で評価をさせていただきました。

この中で損傷の小さい度合いのもの、これらを長寿命化の中で取り組むことで、その5段階の評価をしております。この損傷が小さい度合いでの橋につきまして点検を5年ごとに行い、この5年間の中でそういった橋を補修していく、これを続けることで擁護型の保全を行い、大規模な修繕を抑えることができるというふうに考えております。

こういった中で、今、答弁にありましたように、損傷が大きいと判断された藤向橋、また今の役場の下流にある長橋、これらを対応しているところでございまして、23年度にこの目視をし、その後、長橋については、今、詳細な調査をして、その対応を考えているところでございます。

それと同じように、今後も5年ごとにこういった健全度を調査しながら、先ほども答弁ありました、この長寿命化の精度を上げていき、町に見合った補修計画を実施していきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 10番大田議員。

○10番（大田直樹議員） 私も最後に述べておりますように、これらが町民の安全・安心ということでやっていただいておりますというふうにお聞きいたしました。

そこで、町管理ではないところにちょっと申しわけないんですが、踏み込むと、個人でかけておられると思うんですが、木の橋とかがもうあるわけですね。そういったのはどうなのでしょう。個人がかけたんだから個人の責任よでいってしまうのか、そういった人たちもやはり税金はちゃんと払っていただいておりますし、その人たちの安全を思ったときには、ぐるっと回らにゃいけないのか、そういったあれかけ直すために補助金を出すからとかいうふうな問題、そこらはどうなのでしょう。最初に言った個人のものは個人よで済みますか、ちょっとそこらあたりを申しわけないんですが。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 御質問の木の橋でございますが、総頭川に2橋ほどかかっておる橋がございます。これらの設置の経緯、言われますように民間のほうでつけていただいております橋でございますが、これらにつきましては、今現在、町がそれを直接というのは維持管理をしておるわけでもないですし、そういった町が補修をしていくのは困難だと考えております。

ただ、こういった地形条件の中で、今の総頭川につきましては、河川の管理道路もございまして。これらの町ができる範囲の中で、皆様の生活が支障ないような形を考えていくという中で、今年、上条地区からも要望がありましたそういった道路の舗装整備、これらを前向きに取り組んで、皆様の生活に支障がないような形を支援していきたいというふうに考えております。

○10番（大田直樹議員） いいです。

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「坂町循環バスの運行見合わせ」の件を質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） それでは「坂町循環バスの運行見合わせ」の件についてお伺いいたします。

2月に入って厳しい寒気に見舞われ、各地で積雪による交通機関のおくれ、運休が相次いでおり、利用客に不安と混乱を与えております。

町内でも2月8日の朝は前夜からの降雪で積雪し、循環バスが始発便から「降雪のため運行を見合わせています」との町内放送が流されました。その後、13時30分にめじろ1号が13時41分に、まためじろ2号は14時1分にそれぞれ運行を開始

するとの放送が流されました。

町民の方から「降雪の予報は前日から報道されており、積雪時への対応する時間的余裕も十分あったはずである。広島市内に乗り入れている芸陽バスほか全ての公共バスが通常どおり運行されているのに、坂町循環バスはなぜ運行見合わせをしたのか。利用者への配慮や定時運行への意識が低いのではないか」との疑問の声がありました。私も放送を聞き、積雪の状態や通勤車両が異常なく走っている状況から、同様の疑問を持ちました。

以上のことから、次の2点をお伺いいたします。

一つ、始発便の運行見合わせが生じた理由と運行開始がおくれた理由は。

二つ、今後も積雪や海岸線運行時の越波・強風などで運行見合わせや運休が想定されます。迅速かつ適切に対応するために危機管理マニュアルが必要と思いますが、制定はされておりますでしょうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町循環バス運行見合わせ」の件についてお答えをいたします。

現在、坂町循環バスは議員御承知のとおり、めじろ1号が平日10便、土日祝日9便、まためじろ2号は平日、土日祝日とも10便で運行をいたしており、通勤、通学、通院、買い物等、年間約6万6千人と多くの方々に利用されております。

坂町循環バスは毎朝の始業点呼及び呼気検査、車両点検を行い、また、乗務員交代の際にも同様の点検を行い、乗客の皆様の安全・安心の確保を行っています。

御質問一点目の、始発便の運行見直しが生じた理由と運行開始がおくれた理由はでございますが、台風、降雪等、気象状況等による異常が予測される場合、台風接近の場合は前日からバス停の固定等を行い、飛散事故の防止に努めております。

また、今回のような降雪の場合には、あらかじめバス運行ルートのうち積雪が残る可能性がある箇所には凍結防止剤を散布するなど、翌日の運行に支障がないよう準備をしております。

また、当日も係員が午前5時から待機態勢をとり、降雪状況を把握し、運行の可否を検討しております。

このたびの場合、循環バス運行ルートの一部で積雪により運行が不可能な箇所があ

り、乗客の安全性とバスの定時性の確保が困難であったことや、幹線道路の国道31号のバイパスである広島呉道路が午前6時から午後4時まで全区間において通行どめとなった影響で、国道31号では大渋滞が生じており、仮に運行開始をいたしましても、お客様の定時性は確保できないと判断をし、運行を見合わせておりました。その後、運行が不可能な箇所が改善され、午後には国道31号の渋滞が若干緩和されたため、運行を開始をいたしましたものでございます。

このような状況から、広島市内の交通状況と国道31号を幹線ルートとする坂町の交通状況とは異なっております。

御質問二点目の、危機管理マニュアルの制定でございますが、坂町循環バスの安全運行に関する内部規定は定めております。

内容につきましては、天候不順、異常気象等が予想される場合には、まず町民の皆様に周知するため、防災行政無線の担当課である環境防災課が町内放送を行い、関係課が連携して不測の事態に備えます。

次に、町内の各バス停及びバスルートを巡回し、降雪の場合は凍結防止剤を散布し、台風等の場合は移動型バス停の転倒、飛散事故防止のため、固定などの対策を行っております。

また、不慮の事故の場合には、直ちに係員が事故現場に赴き状況把握をし、警察等関係機関に連絡をとり、事故処理に当たりますとともに、代替のバスを用意し、その後の運行に支障がないよう体制を整えております。

事故による運行時間のおくれがある場合には、同様に町内放送による周知を行っております。

坂町循環バスの使命は、乗客の皆様方の安全性と定時性の確保であると認識をいたしております。今後とも、乗客の皆様方の安全・安心の運行を行ってまいりたいと考えております。御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 今、説明もありまして、見合わせの事由についてはわかりました。一点目が運行ルートの一部で積雪により運行が不可能になったということと、国道31号で大渋滞が生じて定時運行ができなかったということが今の説明でよく理解できました。

そこで問題は、一点が放送についてです。最初に放送がありました内容は、環境バ

スが降雪のため運行を見合わせていますと、こういう内容です。それですぐ訂正が入りました。循環バスが降雪のため運行を見合わせていますという放送があったわけです。これを聞きまして、この内容では聞いた人は疑念を持つわけです。というのが、正確な情報が流されていないと、この文面の中には。降雪などで運行を見合わせますだけでは、聞いた人は、何で、降雪というのはもうわかるとるわけですから。今、説明を聞きまして、問題は二点あって、国道の渋滞が大渋滞で動けんから見合わせ、ここが大事なんだと思うんです。ここが正確に伝わっておれば、私もああそうかということになるんですが、これがなしに、積雪のため運行を見合わせますいうたら、鯛尾のところの峠のところのあそこがバスが運行できんのんかとか、そうすると平成ヶ浜のほうへ回りゃええんじゃないかとか、いろいろな疑念いうものが生まれてきます。そこら辺で正確な情報を流す必要があるなと思いました。

また、これが積雪で循環バスであったからいいようなもの、これが災害のときにこういうような情報が流されると、聞いた人は大丈夫かいのと、あるいは不安を抱くんじゃないかということ、その後においても、ちよくちよくこういう放送がありまして、ちょっと大丈夫かいなという不安を持っておるわけなんです、これを疑念とか不安を払拭するために、どのような取り組みをされるおつもりなんか、そこら辺をちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

まず、放送の内容でございますけれども、担当課、都市計画課のほうから環境防災課のほうに、循環バスが積雪のためにという情報は流しておりました。だからそれは議員さん御指摘のように、不正確な情報であったと、言い間違いであったと思ひまして、すぐに訂正の放送をいたしております。

それと積雪の状況等を詳しくということがありましたけれども、確かに渋滞の情報等は中に盛り込んで話した方が、今後、よろしいかと思ひますけれども、いたずらにいろんな情報を入れると、町民の方々も混乱するというふうに考えましたものですから、必要最小限の情報にとどめて放送したものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） そこら辺は適正な情報、正確な情報を、私がこれを聞いたと

きには、やはり降雪のため運行を見合わせていますでなくて、もう一言、実際に定時運行ができない理由、これを完結に入れたら、そういうような不安もなくなるんじゃないかならうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、バスの使命は乗客の安全性と定時性の確保と、これがバスの運行の使命だというように認識しておりますが、この定時性の確保についてちょっとお考えをお聞きます。

こういうように不慮の事故とか、災害とか等の非常事態が発生した場合に、今、安全内部規定を定めておられるということなんですが、こういった事態発生に対して、この内部規定で十分対応ができるのかというところをお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

内部規定は定めておまして、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、積雪あるいは台風、強風の場合、あるいは不慮の事故の場合、そういった場合に機敏に対応するような体制を整えておまして、これまで運行丸11年間やっておりますけども、大きな支障はございません。ですので、この対応規定をこれからも遵守していきまして、安全・安心な運行に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 説明のありました内容で、ちょっとこういうのはどういうようになつとるのかなという疑問点が一、二あります。

それは先ほど言いましたようにルートを選定。それは例えば先ほどは、何かルートが積雪して、定められたルートが通行できないということで判断されとるんですが、バスの場合、この前の視察の場合でも、平成ヶ浜のほうへ回れば安全に運行できるんじゃないかというような考えも持ったわけなんですけど、そういうようにこういう事故が起きた場合には、ルートはどういうようなルートを選定を変更して安全に運行するかとか、それから事故が起きたときの対応、そういった運転手がもう事故に巻き込まれて運転できないとか、そういうような危機管理を想定したマニュアルいうのんが必要じゃないかと思うんですが、そこら辺でこの内部規定をもうちょっと充実する必要があると私は思うんですが、いかがでしょう。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

先ほど、ルートの変更という案がございましたけれども、坂町では道路運送法第78条の規定によりまして、自家用自動車を使用した有償運送を坂町循環バスとして運行しております。そういった運輸局に届け出をしておりますことから、ルートの変更は難しいといえますか、できません。まずこれが第一点でございます。

それと、平成ヶ浜地区を回したらというお話がありましたけれども、平成ヶ浜地区に来るまでの、先ほどもありましたけど、鯛尾の堀割のところとか、そこらの出ることができません。また、ルートを変更しても、積雪等残っているところ、例えば小屋浦でありましたらうらら橋、植田でありましたら植田団地の中とか、植田シーサイドブリッジ等は、そこらの運行はできない状況でございます。

事故等の対応につきましても、先ほど申しましたように、俊敏に職員が対応しまして、警察、あるいは保険会社等、現場検証等を行いまして俊敏に対応しておりますので、引き続き良好な運行体制をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 9番折出直幸議員から「坂町に宣伝策としてふるさと納税の推進を」の件を質問願います。

折出議員。

○9番（折出直幸議員） 「坂町の宣伝策としてふるさと納税の推進を」の件で質問いたします。

ふるさと納税制度とは、平成20年度より住まい以外の市町村に寄附した場合、所得税や住民税が軽減される制度で、ふるさと納税の推進は自治体の宣伝やアピール、財源の確保ができ、寄附者も自治体の応援と節税ができて、双方にメリットがあるように思えます。

先進自治体では、町を知ってもらい興味を持っていただいて応援団になっていただくため、寄附者にお礼の品の進呈をされていて、その結果、大きな寄附が集まり、寄附金を福祉や子育て、体育文化、教育等に活用されています。

北海道の上士幌町、人口5千人の町では、26年2月時点で寄附2億円以上の実績を上げていて、町のアピールに成功しています。

最近は多くの自治体で特産品等を進呈しているようです。どうも成功の要因は特産品の記念品が好評で、大きな成果となっているみたいです。

そこで、次の件で町当局にお伺いします。

1、ふるさと納税の実績の自己分析と今後の推進策は。

2、寄附者に特産品進呈を開始して、坂町の宣伝と特産品の宣伝拡販、そして寄附金を体育文化の振興費としてサンスターホールの運営費に充てる目的費にしてはどうですか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町の宣伝策としてふるさと納税の推進を」の件についてお答えをいたします。

ふるさと納税とは、個人住民税の納税者が居住地以外の自治体を指定して、個人住民税の一部を寄附という形で納めることができる制度で、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという個人の意思が尊重されたものとなっており、平成20年度から行われております。

また、ふるさと納税のうち2千円を超える部分については、確定申告により一定の上限まで所得税及び個人住民税から全額控除されるという制度でもございます。

御質問一点目の、ふるさと納税の実績の自己分析と今後の推進策につきましては、平成20年度では6件、総額69万5千円、平成21年度では5件、総額7万5千円、平成22年度では7件、総額15万8千円、平成23年度では4件、総額10万5千円、平成24年度では5件、総額13万円、平成25年度では、現在のところ4件、総額12万円のふるさと納税をいただいております、御寄附された方に感謝いたしております。

今後とも、町のホームページや同窓会などの坂町出身の方が集まる機会を通じて制度を紹介してまいります。

御質問二点目の、特産品進呈の開始についてでございますが、本町では御寄附された方にお礼状と広報さかをお送りしております。特産品などを寄附者にお送りしている自治体もあるようでございますが、寄附者の一部でふるさとを応援したい、故郷に貢献したいというふるさと納税本来の趣旨から外れた例もあるように聞いておりますことから、特産品等の進呈につきましては、慎重に行う必要があると考えております。

また、寄附金を体育文化の振興費としてサンスターホールの運営費に充てる目的費とすることにつきましては、本町への寄附申し出の際には、坂町への御意見や応援メッセージをいただくことといたしており、御意向に沿って活用させていただくことといたしております。御意見がない場合には、県道坂小屋浦線道路事業や民生の安定、

若者の定住できる環境整備などの幅広い分野に有効活用をさせていただいており、寄附者のふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという趣旨に沿っているものと考えております。御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） 今、町長の答弁聞かせてもろて、ちょっとあんまり感じ方としては、不誠実な答弁に感じてから残念に思います。

なぜ不誠実かという、私、1で聞かせてもろるのは、実績の自己分析いうのを聞いとるんです。それなのに一つも回答の中には入ってません。やっぱし私が聞いて、いろいろ質問出して、自分なりにいろいろ調べてから質問させてもらおうと思うんですけど、こういう回答がない答弁を聞いて、ちょっと質問やるのをやめました。ただ一つだけ聞かせてもらいたいのは、どうして自己分析をしてくれなかったんかいうのを答弁してください。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

議員さんのほうの自己分析の趣旨というのが、私ども、ちょっと理解をしてない部分がございます、そういった部分でこのふるさと納税の町の収納いただいた実績を報告をさせていただいた次第でございます。

自己分析という部分につきましては、再質問等で、そちらのほうの再質問をいただけるものかなということで思ったりしておったものですから、ちょっとその自己分析での趣旨を理解をしておりませんでした。申しわけございません。

もしあれでございましたら、そこら辺の趣旨をお伝えいただければ、再度、お答えさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 11番中 雅洋議員から「地域包括ケアシステム構築の件で伺う」の件を質問願います。

中議員。

○11番（中 雅洋議員） 「地域包括ケアシステム構築」の件で質問いたします。

平成26年度町長施政方針の中で、主要な施策についての基本的な方針があり、「3. 生きがいを作り出す社会づくり」としていろいろ方針が述べられております。その中に、介護予防のため65歳以上の人に万歩計を配布したり、インフルエンザワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成をするなど計画されております。ちょ

うど平成26年度から全国的に人数の多い世代、団塊の世代が全て65歳以上となる今年度に向け、タイミングのいい取り組みの一つであると考え、効果の上がることを期待しております。

そうした中、ひとり暮らし高齢者への対応、今後、増加すると予想される認知症の方への対応などを考えると、問題解決に向け地域包括支援センターの役割は大きくなると思われます。

そこで、生きがいを創り出す社会づくりの中に、関係機関と連携して地域包括ケアシステムの構築に取り組むとありますが、具体的に何をどのように取り組んでいき、ケアシステムを構築していくのか、町長の考えを伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地域包括ケアシステム構築」の件についてお答えをいたします。

我が国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行し、65歳以上の人口は、現在、3千万人を超えており、30年後に約3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されております。

このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる平成37年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。

このため国においては、平成37年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進をしているところでございます。

坂町におきましても、65歳以上の人口は約3,700人で、高齢化率27.8%と、全国平均よりも速いスピードで高齢化が進んでおり、今後、高齢者のみの世帯や、認知症高齢者の増加も見込まれることから、地域包括ケアシステムの構築に積極的に取り組むことといたしております。

御質問の具体的に何をどのように取り組んでいき、ケアシステムを構築していくのかにつきましては、地域包括ケアシステムの構築のためには、必要とされるサービスや支援を提供するためのハードとソフトのサービス資源を確保する必要があります。

また、そのサービスや支援を提供する際には、一体的な提供ができるよう、資源間での連携を図るとともに、住民のニーズに応じ、これらのサービスや支援を的確に提

供するための計画、管理、調整が必要となるところでございます。

さらにはサービスの提供は少子高齢化や財政状況から、公助、共助の大幅な拡充を期待することは難しく、互助、自助の果たす役割が大きくなるところでございます。このため、来年度、必要なサービス資源や提携方法、互助、自助の役割などについて地域の現状と課題を分析し、その課題解決を図るための具体的な行動計画を記載した地域包括ケアロードマップを次期介護保険事業計画とあわせ策定することといたしております。

何をどのように取り組んでいくかにつきましては、この計画において定めることとしており、この計画を着実に実行することで、坂町に合った形で地域包括ケアシステムを構築してまいります。御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 11番中議員。

○11番（中 雅洋議員） 今、町長から答弁あったのは、おおむね平成26年度中に、住民のニーズに合った形、現状と課題を分析して、地域包括ケアロードマップ、これを制定するというので、その内容は具体的にはこれからというような答弁だったろうと思います。

そこで、今の答弁の中に、公助、共助、それを互助、自助に切りかえると。言葉的には多分わかるような気がします。公の機関が助ける公助、共助、ともに助けていく、それを互助、お互い地域の人が助け合って自助、自分も今度は頑張らにゃいかんのかなというような意味だろうと思うんですが、その辺の真意をちょっともう一遍専門の方にお聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

議員のおっしゃるとおりでございます。公助というのはまさに地方公共団体や国が丸抱えでやるような施策でございます。共助というのは住民と町と一緒にやる、これは具体的にここで想定しておるのは、いわゆる介護保険制度といったような社会保障制度を言っております。これらにつきましては、もう国、県、町も財源に限りがございます。これ以上、人数がふえたとしても、その財源を拡大してサービスに充てることというのはなかなか難しいということがもうわかっております。そのため互助という地域の住民の方同士のいわゆる助け合い、支え合いというのがこれから拡大していくと、そこが大切になるということでございます。

また、自助というのは、みずからも予防に取り組んでいただいたり、あるいはいろいろな民間のサービスがこれから出てくると思います。それをみずからがそのサービスを購入していくと。例えば最近ではコンビニエンスストアが宅配サービスなんかをしておりますけども、そういったものをみずからが利用するといったようなことが必要になるといったようなことでございます。

○議長（川本英輔議員） 11番中議員。

○11番（中 雅洋議員） 地域包括ケアロードマップを作成するに当たって、多分、今みたいな答弁の内容も入ってくるのかなと。要は10年、20年後には、団塊の世代がすごくふえてきて、現状での施設入所とかいうのが、多分施設の不足、財源も不足ということで、在宅介護、在宅ケアのほうにシフト、移動するのかなというような内容も踏まえてくるのかなというふうに想定はできるわけですが、そうしたときに、公助いうのか、公の機関もそういったインフラの整備をしたりする必要があるのかなというふうな気はいたしております。そういった在宅中心に切りかえていくときに、そのときに地域の人、例えば何かで読んだんですが、ごみ出し、買い物、その辺を地域で一体になって支援をしてやり、本当に医療的な行為が少なくなれば、自宅でも要は在宅介護のほうにシフトできるのかなというふうな気がするんで、今度は地域包括ケアロードマップには、そういった地域の子の巻き込み、そんなが必要になるのかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

まさしくそのとおりでございまして、先ほども答弁いたしましたように、互助というのが大切になります。地域の方を巻き込んでお互い助け合うということで、高齢者の方も、逆に元気な高齢者の方が助けるほうに回るといったような仕組みづくりが必要になってきます。その辺のことを、今現在、坂町でどの程度できているか、あるいはどういう団体があるかということ調査しまして、足りないものは何か、それをじゃあ構築していくためにはどうすればいいかというのをロードマップに記載していくといったものでございます。

○議長（川本英輔議員） 11番中議員。

○11番（中 雅洋議員） そのとおり言われるとちょっとうれしゅうなるような感じです、専門家に言われると。ちょっと調べたかいがあったかなと。

もう一つ、ちょっと先ほどの瀧野議員の質問と絡むところがあるので、それはちょっと御容赦お願いします。

一点、安全見守りネットワーク、これに対して行政側が順調にいったらというように答弁があったと思うんですが、先日、行方不明者が出たときに、行政無線は発したんだけど、協力機関、例えば警察とかいろいろ交通機関とか、幾つか、77あるいうたのかな、あそこらにその見守りネットワークでは、そういう人が発生したらすぐファクスを打って情報を流すというルールで回るとははずだと聞いとるんだけど、その辺がうまく本当に回りよるんかどうか。ちょっとあんまり回ってないような情報を聞いたんで、ちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 見守りネットワークの一斉ファクスにつきましては、登録をいただいている、そういった情報を流してもよいですという承諾をいただいている人について一斉ファクスすることにしております。中議員のおっしゃる、この前、行方不明になった方というのが、ちょうど地域包括支援センターも気にかけて、これは後からの理由になるんですけど、気にかけて登録を進めようとした方でごさいます、まだ登録自体ができておりませんでした。それで一斉ファクスまではちょっとできなかった。すぐ写真を撮りに行ってファクスをする準備はしたんですが、ファクスする前に見つかったということで、ファクスまでは至らなかったんですけども、その方についても、現在、すぐ登録をしていただくようにしておりますので、できるだけそういうおそれのある方は登録をしていただくということで、迅速に協力機関に連絡ができるようにしてまいりたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 11番中議員。

○11番（中 雅洋議員） ちょっと最後にしたいと思うんですが、先ほどの見守りネットワークの件は、そういった協力してくれる業種の人がいらっしゃるんだから、そういうことはびしっと多分やられると思うんですが、意欲をなくしてもろうても困るので、その辺もあるから、しっかりルールどおり回してあげてください、落ちることのないように。それはもう一遍のお願いです。

最後に、地域包括ケアロードマップを作成することになると、地域包括支援センター、ここも随分お世話になるんだろうと思うんですが、これは多分、今年度は坂町が策定するからということで、予算書を見ると、年間1,300万円の委託料で、去年と同

じかな、そんなあれできとるんだけど、この前、委員会で視察に行ったら4人くらいでおられたけど、この辺の1,300万円が高いんか安いんか適正なんかちょっとよくわからぬので、その辺の委託料の算出の仕方とか、例えば海田と熊野は自分ところでやりよって、府中町が委託しとるんかな、その辺とのかみ合いで適正なんかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

地域包括支援センターの委託料といいますのが、介護保険特別会計の地域支援事業で実施しております。これは法律によりまして、介護給付費、これは計画で見込む額なんですけど、これの2%以内というような決まりもございます。当初、その地域包括支援センターが開所したときには、これが1.5%という規定で、当時はまだ給付額もそんな多くなかったものですから、その規定に合わせますと、当時で1,250万円という委託料でございました。その委託料の積算に当たっては、国のほうの通知で、いわゆる人件費の補助ではなくて、事業実施に係る経費として、事業に応じて積算してくださいということになってますので、行う事業自体が大きく当時と変わってないということで、委託料については平成21年に50万円ほど上げたんですが、それ以降は大きな見直しは行っておりません。

適正かどうかということではございますが、府中町につきましては委託料が年間3,547万円というふう聞いております。職員が6人ということで、職員数から見ると、坂町の2倍に対して委託料が2.7倍ということではございますが、一方で、第1号被保険者の人数から見ますと、坂町の3倍府中町はございますので、そういったところから見ると、そう大きく低い額ではないというふうに考えております。

また、この運営費の委託料以外にも任意事業の委託料であるとか、あるいは緊急雇用対策で臨時職員を1人雇う経費の委託料でありますとか、今年度からは被爆者の訪問の委託料でありますとか、そういったような委託経費も出しておりますので、その辺はトータルで考えていくようにしております。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木 喬議員から「生活道路の整備」の件を質問願います。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 「生活道路の整備」の件で質問いたします。

平成26年度町長施政方針の都市再生整備計画の推進とは、県道坂小屋浦線の整備や県道にまつわる周辺道路以外の町内全域を対象とした、いわゆる計画的な生活道路の整備と思いますが、26年度あるいは26年度以降の具体的事業内容を伺いたい。なし得るために生活道路の拡幅に係る土地の購入や、住宅復帰費用もあり得ると思いますが、方針を伺いたい。

生活道路の拡幅は本町にとって最優先課題であると思います。人口目減りし過疎化する若者定住促進、空き家、高齢化、在宅介護、住宅リフォーム補助などでの地域経済の活性化、さまざまな対策の軸になると思います。そのため、早急な施策が必要と思います。予算的には道路新設改良費の項目の公有財産購入費の増額を求めたい。以上、見解を伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「生活道路の整備」の件についてお答えをいたします。

平成26年度の施政方針での都市再生整備計画事業の推進でございますが、この事業は平成18年に坂地区まちづくり協議会から、坂地区の県道を骨格としたまちづくりについて提案を受けたもので、良好な住環境を支える生活道の整備及び県道へのアクセス機能を有する道路を新設する事業などがございます。

これらの実現に向けて、第1期に引き続き、平成23年度から5カ年計画で第2期都市再生整備計画事業を導入し、完成に向けて取り組んでおり、平成18年度の事業開始から、これまで4カ所の道路の新設、2カ所の現道の拡幅が完成をしており、道路以外では下水道の整備、浜田公園の整備、坂地区の防災無線更新を実施をいたしております。

御質問一点目、平成26年度あるいは平成26年度以降の事業内容につきましては、坂東地区の既存道路への離合箇所の設置、環状線道路への取り付け道路の整備や、県道へのアクセス道路の計画などを進めることといたしております。

御質問二点目、拡幅に係る土地の購入や住宅復帰費用の方針につきましては、設計段階において、原則、住居に影響がなく、事業用地が必要最小限となるよう道路線形を決定をいたしております。

御質問三点目、道路新設改良費の公有財産購入費の増額についてでございますが、決定した道路計画に基づき、工事着手前に必要な事業用地を購入するよう計画的に予算を計上しております。坂地区の道路は県道を骨格とし、地域間の格差解消、均衡あ

る地域の発展、世代間の循環が可能な地域の構築、進行上の安全・安心の確保、防災機能の向上、良好な住環境の創出、民生の安定等々、さまざまな効果があり、地元住民福祉協議会を初め、関係者の御協力のもと、鋭意整備を行っているところでございます。御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 二、三点質問します。

計画的な生活道路の整備というふうなものの対象地区、範囲というんですか、なかなか難しいと思うんです。今、論点が必ず県道にまつることから始まっているわけですが、やはり過疎化の激しい地区の生活道路の整備はどうなっとるんかいのいうようなことをちょっと思うわけでございます。

具体的に申し上げれば、やはり人口が目減りして過疎化の問題というのは、数字的にははっきりわかっているわけですよ。例えば18地区のうちの3分の2を占める12地区において、これは年間115人というのは、これは平成20年から4年間を案分した数字でございますけども、人口が目減りしていると。要は過疎化しているわけでございます。この12区を対象に、いわゆる対象地区範囲いうのを対象にすべきじゃないかと思うんですけども、その辺の見解をちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員さんの質問でございますが、都市再生整備計画事業として実施しております。これは先ほど町長の答弁にありましたように、18年から坂地区の県道を骨格としたまちづくりとして取り上げておるものでございまして、18年から第1期、また23年から第2期の計画をしております。

この都市再生整備計画といいますものは、現在、ホームページでも掲載しておりますが、1期、2期の計画を公表し、この計画におきましてはまちづくりの目標設定及びまちづくりの根拠、または形状化する指標や計画の区域の整備方針をうたっております。

これらは先ほどもありましたように、坂地区の住民福祉協議会等とエリアを決めまして、この都市のまちづくりの経緯、課題、また将来のビジョンなどを話し合うことにより、そのエリア内の整備計画を立てたものを、今現在、実施しております。

これらは国の整備計画の認定を受け、交付金事業として4割の歳入に基づき実施しておるものでございまして、坂町全体、確かに地域的には人口減少、目減りというの

はあるかとは思いますが、その事業計画、坂地区のエリアを設定しての、今、事業を進めておるものでございますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） いわゆる早期に坂町全体の具体的実施計画、基本計画というのはあるけど実施計画が何か立っていないように思うんで、その辺をちょっと作成をしてほしいというような質問なんですけど、実は、今の第4次長期総合計画、これ、22年から31年まで10年計画であるんですけど、要は31年度まであと6年ですよ。早期にだから基本計画に基づく実施計画をつくって前に進んでもらいということ、私、認識するんですけど、今、言われた答弁で十分間に合うんかどうか、私もちょっと認識が薄いんかどうか知りませんが、ちょっとまだ実施計画という具体的などこの地域をどうするとかいうようなことが出てないような気がするんですけど、その辺ちょっと答弁お願いします。

○議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。

○建設部長（三宅信治君） お答えいたします。

長期総合計画でそういうことを書いておりますけれども、坂地区、横浜地区、小屋浦地区とそれぞれ特徴がございます。

坂地区の場合におきましては、今現在、幹線道路が狭いということで、県道が入るということで、県道を骨格としたまちづくりをやっております。

それと、この横浜地区にいけますと、越波対策ということで、台風とかそういう中でそういう安全・安心を確保するために海岸整備工事を行ったり、横浜地区は浸水するというので、また来年度からポンプをやりかえて、安心・安全をやる。

また、小屋浦地区におきましても、急傾斜等、あるいは砂防堰堤等、それと浸水対策のポンプを設置しております。それぞれ地域に必要なそういう安全・安心を確保するようなところを、今、進めておるところでございまして、今、坂地区といたしまして、現在、道路といたしましては、坂地区がそういうところがちょっとおくれとるということで、今、県道を骨格としてそういうまちづくりを進めているというような状況でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、部長、課長も答弁をいたしましたけど、今現在、坂地区につ

きましては、いわゆる都市再生整備計画事業という国の制度を使って事業を進めておるわけでありまして。小屋浦、横浜地区につきましても、以前、この議会でもいろいろとお話ございましたけれども、横浜地区内でそういうまちづくり協議会をつくって、いろいろと地域の環境整備をしていきたいというようなお話もございまして、私もそれはいいことだからどんどん進められてはどうですかというようなお話はさせていただきましたが、いずれにしましても、制度をうまく活用して、順を追ってやっていく方法しかないと思うんです。

先般も第4次長期総合計画の財政推計もお示しをしましたが、これも最終的には4億数千万円足らんというような数字が現状で出ておるわけでありまして、やはりそういうふうな有利な制度を活用していくためには、今、申しましたように、ホームページにもいろいろ広報が載っておりますけれども、そういうものをしっかりと議員さんにもよく理解をしていただいて、横浜地区でそういう協議会をつくられるならつくっていただいて、そういう中で行政としっかり意見を交換しながら、そして国の採択になるような方向に持っていきながら、それを実現するためにあらゆる創意工夫をして、足らず部分をどうやって皆さんと一緒に捻出してそれを実現するかと、そういうふうな整理をしていかないと、今のようなおっしゃられるようなことであれば、ほいじゃあ町が単独費用をどんどん上乗せをすればいいのかということになりますと、大体年間で3億円から4億円程度の投資的経費しかないわけでありまして、そうなってくると、今年も施政方針の中で述べましたが、財源が足りなくなるときには、新たな財源の確保をしていかんやいけんというような道に進まざるを得んようなことにもなるかもわからんわけです。そこらをしっかりと議員さんにも御理解をいただきながら、やはりみんながどうやったらそれが実現できるかということをしっかり考えていくことが、やはり早く実現につながるということになるというふうに思っておりますので、そこらもひとつよろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 最後の質問をします。

今、町長が言われたことの質問をちょっと考えておったんですが、要は具体的な手法はどうなんじゃろうかということを伺いたいんです。答弁でございましたように、坂地区まちづくり協議会について説明がございました。県道を骨格としたまちづくりを推進しているという紹介があったわけでございますけれども、他の地域における手法

についても、まさにこの住民協が中心的な存在で、住民協が協力を求めて、客観的な判断のもと各地区におけるメイン生活道路を例えば1本つくるとか、そういうようなことを、住民協の協力を求めて何とかこういうふうと考えていくべきだと思いますけども、どう思われるかということをちょっと見解を伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど申しましたように、そういうことについては否定をしないわけでありまして。しかしながら、単独の自己財源でそれを対処するということになると、500万円とか1千万円というような数字ならまだともかくとしまして、恐らく、今、おっしゃるようなことを実現しようと思うと、何億円という事業費がかかると思うんです。やはりそういうものを実現に向けて進めていく上には、国、県のほうにいい制度があるわけです。その制度に乗っかるということが、住民の皆さんの負担をより軽減することにもなってくると思うんです。そこらをしっかり議員の皆様とも考えながら、あるいは住民福祉協議会の皆さんと、地域の住民の皆さんと考えながら進めていければということ、私は申しておるわけでございます。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村富士雄議員から「中小企業融資に利子補給制度の導入を」の件を質問願います。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 「中小企業融資に利子補給制度を導入を」の件について伺います。

現在、坂町商工業振興予算としては、商工会補助金360万円と中小企業融資預託金3千万円がほとんどです。商工会は補助金で町内各事業所へのさまざまな経営支援や地域の活性化事業などに取り組んでいます。預託金は町内金融機関へ無利子で年度当初に預け、年度末にはそのまま返済しており、金融機関はその預託額の3倍融資枠を設け、各事業所への融資を行っております。

貸出金利は低目ですが、日本政策金融公庫や民間金融機関の金利が、現在、総体的に低利となっており、町融資制度の利用がほとんどなく、預託金が活用されていないのが現状でございます。

この4月に消費税の引き上げによる景気の中折れが予想される中、町内各事業所が中小資金を活用し、積極的な設備投資や事業展開による景気の下支えが必要でございます。その設備資金、または運転資金などにかかる利子の一部補給をすることによっ

て、事業主の利子負担を軽減し、もって町内の商工業の振興及び発展に寄与することが重要であると思われましても、町当局の見解をお伺いたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「中小企業融資に利子補給制度の導入を」の件についてお答えをいたします。

坂町中小企業融資制度は平成5年度から開始し、広島安芸商工会坂支所、町内に支店を置く金融機関、本町の3者で金融懇談会を設置し、運用をいたしております。

金融懇談会ではこの制度の貸付利率について協議をし、市場金利より低い貸付利率で金融機関に了承していただいております。

制度開始時期は市場金利も高く、当制度を多くの商工会員の方々に御利用いただいております。近年は市場金利も低くなり、坂町中小企業融資制度の利用者は減少傾向にありますが、広島県預託融資制度や日本政策金融公庫を利用するなど、融資希望者が借入れ条件に合った選択をし、融資先を決められているものと考えております。

このような中、平成25年度は平成24年度よりもさらに貸付利率を下げ、借入れしやすい運用を行うとともに、広島安芸商工会坂支所、金融機関に対しましても、積極的にPRしていただくよう依頼をしております。

御質問の利子補給制度の導入につきましては、県内でも実施をしている市町もありますが、運用及び補給額になどについては幅があることから、各市町の状況に合わせた運用になっていると考えられます。これらのことから、広島安芸商工会の区域である広島市安芸区船越、海田町の動向なども参考に、広島安芸商工会坂支所と連携を図り、これからも坂町中小企業融資制度が身近で有効な制度として利用していただけるよう、金融懇談会で意見交換を行いながら、よりよい制度運用を図ってまいりたいと考えております。御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 実は、この質問書を書いたときには、まだ予算書が届いてなかったんで3千万円と書いて書いたんですけども、予算書を見ると2千万円に減るとるわけですね。当初が5千万円であって、それから3千万円になり、2千万円ということで、商工会に問い合わせましたら、商工会は知らんいうんですね、2千万円になったのを。商工会の支所長に聞きましても知らんと。ここの中に、商工会との連携を図りながら知らんというのが、連携を図りながら知らんというのはどういうこ

となんかということなんですよ。聞いとらんいうんです。それは、今度、金融懇談会が3月の中旬ぐらいにあると思うんですけども、そこで出されるんかどうかわからんのじゃけども、実際にこういう重要なことは、事前にやっぱり商工会に話をされるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今回、3行から2行になる、呉信さんが坂町から撤退される中で、これまでの慣例どおりといたしますか、町内に事業所がないところにつきましては、融資の預託の対象から外しているのが現状でございます。この2千万円になることにつきましては、商工会の桧山さんのほうにはお話をさせていただき、ただ、町としましても、この2千万円、最終3倍貸付で6千万円の貸付枠になるわけですが、こういった中で商工会のほうで支障があるかというようなお話をさせていただきました。

商工会のほうにつきましては、そういった融資の相談があった場合に、銀行を特定することなく、町内にはそういった融資を受けられるような相談をしているということで、それと今までの現在の実績等から6千万円の貸付枠で特に支障はないというふうな御回答はいただいております。

それで、3行から2行になるということで、安芸農協、現在、取り扱いをさせていただいてないんですが、こういったところにも、町とすれば中小企業の貸し付けについて受けていただけないかというお願い、調整はとりました。ただ、農協のほうは、今現在、農協としてそういった商工業のほうの中小企業への融資というのが難しいというふうな回答をいただいております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） その話をしたいというのは、私は課長のところへ質問するからいうたときに、そのときには3千万円ということで認識しとったわけよね。予算書が来て2千万円いうのを知って、商工会に聞いたかと。2千万円に減るいうのは知ってるかというたら、知らんいうていうたんです。それは重田さんもそうなんよ。その時点では。どの時点で話したんかいうのを知らんけども、私が知った時点では、予算書が回ってきた段階では、商工会には話が行ってなかったはずなんですよ。だから減額になるいうことの話がないんで、再々に商工会と連携をすればいいながら、こういう重要な問題を事前に連絡せず、一方的に、ほいじゃあここの中でも話ししとらんか

ったら、今まで知っとるかどうかわからんけども、そういう状態では、ロじゃあ連携連携いいよるんじゃけども、全く連携になっとらんのですよね。そこら辺のことなんですよ。まずそれは一応この2千万円に減ったということについては、3行から2行になるということで、いたし方がないかなという中で、ほいじゃあ何かそれにかわるもんがないかということで、利子補給という制度を導入ということをお話したわけなんですけど、以前は総体的に金利がよそが高かったから、利用者が多かったし、前は5千万円的时候には5行金融機関がおったんで、競争が激しくて、金融機関のほうでかなり融資案件を持ってきてくれよったわけですね。ところが金融機関とすれば、保証協会をつけたがるわけですね。保証協会をつけると、金利は安いんじゃけども、保証料を取られるから高くなるというような中で、利用者がだんだん減ってきたというのが現実なんです。

利子補給については、あちこち調べてみると、今、府中町が1%ほど利子補給をしとるんです。海田町は利子補給しとらんとは思いますが、今、坂町が1.5%ですよ。海田町は0.75なんです。それで利子補給をしとるんと同じような低利です。そのほかにも県内の町で言うと、安芸太田とか世羅、神石高原ということで、ほとんどの町が利子補給をやとるといような状況なんです。大体一番すごいところは金利ゼロと。全額利息を利子補給するということもあるわけなんですけど、大体1%ぐらいというのが標準なんですけど、そういう形にして、できるだけ魅力のあるような制度にしていって、融資を活用していただくと。今、利用者が少ないのは、やっぱり総体的に利息が高いのと、そういうふうにならなくても保証協会の保証をつけにゃいけないというような条件があるもので、利用者が少ないんじゃないかと思うんですけど、そこら辺の利用増のための方策というんか、ここへ積極的にPRというんことやっておりますけども、なかなかうまくいってないというような中で、利子補給を行うことによって、さらに活用をしていくようにしていけばということで、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） まず最初に、商工会への2千万円の減額の融資額の話でございますが、話しのタイミングというのが、呉信さん自体が撤退するのが年明けぐらいで、経済レポートのほうで出されたと思うんですけど、そういう状況の中で予算編成をいろいろ協議しておりました。議員さん言われるように、予算書が届いてとい

う形の中で2千万円でございますが、町のほうとしましても、いつの段階でそういった具体的なお話を出すかというのは、議員さんに出る前にそういったものが先に出るのもどうなのかなというようなところもございました。その辺はよく検討させていただきます。

それと、今後の借入れがしやすいような方法でございますが、金融懇談会は常に3月に次年度の貸付金利等をお話をさせていただきました。前回につきましても3月にあれしていたんですが、そのときちょっと情報不足というようなこともありまして、海田町さんあたりの金利が、商工会さんともいろいろ話をするんですが、そういった情報が入ってなかったというようなことで、今回、24年度に下げましたけど、少しまだ海田等と比べてまだ高かったようなようでございます。これは引き続き、また金融懇談会の中で金融機関に下げていくような方法で、皆さんが借りやすくなるように近隣町等の状況も見ながら、再度、その辺を協議させていただき、金利が下げられるものは下げていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 今、商工振興費というか、商工業に関する予算が、さっき言いましたように、商工会の360万円プラス多少と、それから預託が今年度2千万円じゃけど、2千万円いう金はただ預けとるだけですから、それを町が使うわけじゃないんですから、そういう意味で言うと、やはり、今、商工会に加入しとる加入者が約5割ぐらいに下がっておって、もちろん大手はほとんど入ってないわけで、そういう中で、50%ぐらいの商工会以外の人もおるわけで、そういう人たちのためにも法人税がかなり最近額は上がっておるという状況の中で、やはり町内の商工業の振興活性化を図るべく、町の行政としては取り組みが必要じゃないかというふうな中で、やはりこういった真水の部分、いわゆる2千万円いうのはさっき言うように見せかけですから、真水の部分の需用費をひとつふやしてほしいということは前々から思ってたわけなんですけど、この利子補給制度については、さっきも申しましたように、安芸太田、世羅、神石高原、府中、4町ですから、あと坂を入れりゃ5町が残っとるだけの問題であって、海田町は利子補給と同じような利率ですから、できたらここでぜひ決断していただいて、利子補給をぜひ導入していただきたいと。来年の予算はもう決まっとることなんで、来年すぐというわけにはいかんのじゃけども、ぜひこれを取り組んでいただいて、坂町の商工行政に対する意気込みを見せてほしいと思うわけな

んですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 意気込みと言われますが、海田町の実績等を見る中で、これになるような金利の率を下げていきながら、貸し出しやすい体制は金融懇談会の中で協議しながら、より貸し出しやすい金利を設定し、安芸商工会坂支所とも協議をして進めていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 実際に、今、1.5が0.75にできますか、海田町と同じように。それができるんだったらそれをやってもらってもええし、できんのんだたら、やっぱり利子補給を考えてほしい思うわけです。だからさっきから何度も言いますように、やっぱりいろいろ町の法人税の問題とか、やっぱり事業者が活発にやることが町が発展する基本ですから、そういう面から言うと、何がしか手を打っていくと。特に消費税がアップして、景気が悪くなりそうなときに、何らかの形で坂町はこだけ手を打つとるんだというようなことをぜひ示してほしいと思うわけですが、だから海田町の0.75にそろえることができるんならそろえてください。できんのんだたら利子補給をお願いしたと思います。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 金融懇談会はこの3月するようにしております。金融機関、商工会入っての話でございますので、海田町も同じような形で銀行に預託してやっておられますので、海田町のコリと同様に合ワスことは可能だというふうには考えておりますので、一応、この懇談会の中でそういうふうな要請をしていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 以上で一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

再開は2時45分からさせていただきます。

（休憩 午後 2時31分）

（再開 午後 2時45分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第9号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第9号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

国家公務員退職手当法の一部が改正され、新たに早期退職募集制度が導入されたことに伴い、坂町においても国に準じて早期退職募集制度を導入するため、必要な手続を定めるものでございます。

主な手続の内容といたしましては、募集条件等を定めた募集要項を作成し、早期退職希望者の募集を行うこと、希望者に対して認定等の通知を行うことなどとなっております。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第9号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について」の件を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第3 議案第10号「使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第10号「使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、本年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が、現行の5%から8%へ引き上げられることに伴い、関係条例を一括して改正をいたすものでございます。

地方公共団体が行うサービスの提供等について、消費税の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するよう国から要請がなされております。

また、施設の維持経費等について消費税分が増額されることから、受益者負担の原則に基づき、負担の公平性を確保するため、使用の対価として徴収する各施設の使用料等について、消費税額相当分の引き上げを行うこととし、所要の改正を行うものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 使用料についてではないんですが、表記についてちょっとお尋ねします。

使用料1時間単位とかいうて、単位で使用料を表記してあるんですが、ただわからんのが3カ所ありまして、町立学校の設備使用料、午前、午後、夜間というのは、時間帯でいうたらどの時間帯が1時間当たりこの使用料になるんかというのが、それが3カ所あるわけです、これを見ますと。町民体育館使用料と保育所の使用料の、それぞれ昼間、夜間、昼夜間とかあるんですが、ちょっと午前中、午後とか、その時間帯いうのをちょっと。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） お答えいたします。

時間といたしましては午前3時間でございます。午前は9時から12時まで。午後4時間でございます。1時から5時まで。夜間が3時間半といたしております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第10号「使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の件を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第11号「坂町立町民交流センター条例の制定について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第11号「坂町立町民交流センター条例の制定について」御説明を申し上げます。

本年9月初旬に開館予定の（仮称）町民交流センターにつきまして、地方自治法第244条の2第1項の規定による施設の設置及びその管理に関する事項、並びに地方自治法第228条第1項の規定による使用料を定めるため、議会の議決を求めるものでございます。

本施設の名称は坂町立町民交流センターにいたしたいと考えております。なお、命名権の売却により、愛称はSunstar Hallでございます。

本施設は体育館としてだけでなく、ステージや電動式移動観覧席などの文化施設

としての機能も併設することにより、スポーツ及び文化活動の振興を図り、心身の健全な発達及び文化の向上、並びに交流の促進に資することを目的に、交流拠点として設置をいたすものでございます。

また、近年頻発する自然災害等の有事に備え、備蓄倉庫や自家発電設備を整備いたし、町民の安全確保を図る防災拠点としての機能にも重点を置いて設置をいたすものでございます。

本施設の管理及び運営につきましては、教育委員会が当たることといたしております。

また、使用料につきましては、町内外の類似施設の使用料等を勘案し定めたものでございます。

その他、この条例の施行に関し必要な事項につきましては、規則で定めることといたしております。

なお、施行期日につきましては、施設完成後の引き渡し日を予定をいたしておりますので、完成のめどが立った際に規則で定めたいと考えております。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 先ほどちょっと命名権の話でSunstar Hallに決まったということなんですが、そういった例えば5年ですかね、今度、新たに募集したりするときの、そういった命名権の問題については、この条例とかいうところには載ってないんですか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

本条例につきましては、あくまでも施設の管理運営に係る基本的な事項を定めた条例でございます。

愛称につきましては別の内規といいますか、要綱を定めておりまして、この命名権を募集する部分については別の要綱を設置しておりまして、それに従って募集をするものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第11号「坂町立町民交流センター条例の制定について」の件を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第5 議案第12号「特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する協議について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第12号「特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する協議について」御説明を申し上げます。

このことにつきましては、広島県と坂町の間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関し、広島県と協議することについて議会の議決を求めるものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第12号「特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する協議について」の件を採決します。

議案第12号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第6 議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この条例改正は、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部改正により、障害程度区分判定等審査会委員の名称を改正するもの及び坂町史4編の刊行に伴い、町史編さん業務が終了するため、坂町史編さん専門員を削除をいたすものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第13号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第7 議案第14号「坂町社会教育委員条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第14号「坂町社会教育委員条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を条例に定めるものでございます。

なお、施行期日は平成26年4月1日でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第14号「坂町社会教育委員条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第14号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第15号「坂町立図書館条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第15号「坂町立図書館条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

現在、坂町立図書館の多目的閲覧室の使用につきましては、坂町立図書館多目的閲覧室使用規定に基づき使用料を徴収しておりましたが、地方自治法において使用料に関する事項については、条例でこれを定める旨の規定があることから、使用の許可等施設使用及び使用料に関する事項について制定をいたすものでございます。

また、使用料につきましては、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、増税相当額を現在の使用料に加算するものとし、あわせて改定をいたすものでございます。

なお、施行期日は平成26年4月1日でございます。御審議のほど、よろしく願います。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第15号「坂町立図書館条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第15号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第9 議案第16号「坂町B&G海洋センター条例の全部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第16号「坂町B&G海洋センター条例の全部改正について」御説明を申し上げます。

坂町B&G海洋センターは昭和59年の開館以来、町民のスポーツの振興及び青少年の健全育成に寄与しており、スポーツの拠点として町内外から多くの御利用をいただいているところでございます。

今回の主な改正点についてでございますが、体育館等の貸し出し形態の変更及び海洋センター全施設の使用料の改正を行うものでございます。現在の貸し出し形態は午前3時間、午後4時間、夜間3時間半の3区分で貸し出しを行っておりますが、1時間単位ごとの貸し出しに改正をすることにより、大幅に利用者の利便性が改善されるものと考えております。

また、使用料につきましても、貸し出し形態の変更に伴い、町内外の類似施設の使用料を勘案をいたし、1時間単位ごとの料金体系として、受益者負担の原則にのっとり、適正な使用料を定めるものでございます。

その他、条例の施行に関し必要な事項につきましては、規則で定めることといたしております。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第16号「坂町B&G海洋センター条例の全部改正について」の件を採決します。

議案第16号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第17号「坂町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第17号「坂町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、防災行政無線の設置場所に係る名称の整備と森山北漁業基地に防災行政無線を新設したことに伴い、坂町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正をいたすものでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第17号「坂町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第17号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第18号「坂町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第18号「坂町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、消防団員を中核とした地域消防力の充実強化に関する法律の施行により、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正されることに伴い、消防団員の退職報償金の額を改正をいたすものでございます。

別表の退職報償金支給額表について最低支給額を20万円とし、一律5万円の引き上げとなっております。

なお、条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日となっており、施行日以降に退職した団員から適用されるものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第18号「坂町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第18号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第12 議案第19号「坂町消防表彰条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第19号「坂町消防表彰条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、消防団員以外の個人または消防の団体以外の団体について、表彰の際の記念品贈呈根拠の明確化を図るため改正をいたすものでございます。これにより、第3条中の条文を感謝状に5千円以内の金品を添えて表彰を行うこととして、一部改正をいたすものでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大田議員。

○10番（大田直樹議員） 5千円という根拠です。5千円が妥当なのか、せつかくあれなら1万円とかいうふうな、その根拠、そこらあたりを教えてください。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） 今までの条例が5千円ということで、根拠といいますとあれなんですけども、5千円が妥当と思い、しております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第19号「坂町消防表彰条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第19号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第20号「坂町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第20号「坂町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この条例改正は、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部改正により、坂町障害程度区分判定等審査会の名称を改正をいたす

ものでございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第20号「坂町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第20号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第14 議案第21号「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第21号「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年1月3日に施行されました。これに伴い、保護の対象が配偶者からの暴力及びその暴力を受けた者に加え、生活の本拠をともにする交際をする関係にある相手方からの暴力及びその暴力を受けた者にも拡大することとなりました。このため、当該対象者についても、従前のDV被害者に準ずるものとして扱うこととするため、引

用条項など一部条例を改正するものでございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第21号「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第21号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第15 議案第22号「坂町史刊行委員会条例の廃止について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第22号「坂町史刊行委員会条例の廃止について」御説明を申し上げます。

このたびの廃止は、坂町史4編の発行に伴い町史編さん業務が終了するため、坂町史刊行委員会条例を廃止をいたすものでございます。

なお、施行期日は平成26年3月31日でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第22号「坂町史刊行委員会条例の廃止について」の件を採決します。

議案第22号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第16 議案第23号「坂町ホームヘルプサービス事業条例の廃止について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第23号「坂町ホームヘルプサービス事業条例の廃止について」御説明を申し上げます。

坂町ホームヘルプサービス事業条例は、特定疾患調査研究事業の対象疾患及び慢性関節リウマチのある難病患者等の家庭にホームヘルパーを派遣し、日常生活を営むのに必要なサービスを提供し、福祉の増進を図ることを目的とするものですが、町主体の事業が国主体の事業に変わったため、廃止をいたすものでございます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第23号「坂町ホームヘルプサービス事業条例の廃止について」の件を採決します。

議案第23号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第17 議案第24号「平成26年度坂町一般会計予算」の件、日程第18 議案第25号「平成26年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」の件、日程第19 議案第26号「平成26年度坂町下水道事業特別会計予算」の件、日程第20 議案第27号「平成26年度坂町介護保険事業特別会計予算」の件及び日程第21 議案第28号「平成26年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」の件、5議案を一括議題とします。

5議案についての提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第24号「平成26年度坂町一般会計予算」について御説明を申し上げます。

一昨年12月に発足した第2次安倍内閣は、大胆な金融政策、機動的な財政政策等のアベノミクスを強力に推進し、実質GDPのプラス成長や物価の底がたい推移を実現させるなど、日本経済は着実に上昇傾向にあると考えられます。

しかしながら、世界同時株安や新興国経済の不安等、国内経済の回復基調を阻害する要因を注視することも必要であると思われます。

本町の財政見通しといたしましては、消費税率改定後の景気の不透明感や、アベノミクス効果が本格的に地方へ波及していないことなどから、町民税等一般財源収入は微増と推測され、また、支出では増税による社会保障関係経費等の増加が見込まれることなどから、今後も厳しい状況が続くものと思われます。

こうした中でも、坂町第4次長期総合計画を着実に実現させるため、さらなる事業の効率化や経費の削減を行い、計画の推進を図ってまいります。

平成26年度予算では、国の福祉、経済対策を包括的に盛り込みながらも、身の丈にあった予算を編成をいたし、予算執行管理体制の強化を行うとともに、魅力ある地域を築く基盤づくりの中心である都市再生整備計画事業をこれまで以上に推進し、対前年度比4%減の55億473万円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の15ページ以降の歳入でございますが、町民税の個人分につきましては、対前年度比1.5%減の5億7,169万7千円を計上いたしました。

また、法人分につきましては、企業収益の増加見込みを勘案し、対前年度比3.6%増の2億7,500万1千円を計上いたしました。

固定資産税では、評価額の下落を考慮し、対前年度比0.1%減の12億7,715万4千円を試算計上いたしました。

18ページの地方消費税交付金では、4月からの消費税率の引き上げにより、対前年度比21.1%増の1億6,797万3千円を試算計上いたしました。

19ページの地方交付税では、地方財政計画を勘案し、対前年度比1.6%減の7億6,200万円を試算計上をいたしました。

24ページの国庫補助金、民生費国庫補助金では、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業を計上いたし、25ページの土木費国庫補助金では、ウォーキングトレイル事業及び都市再生整備計画事業を、教育費国庫補助金では、(仮称)町民交流センター建設に係る都市再生整備計画事業を計上をいたしました。

28ページの県補助金、民生費県補助金では、民間保育所施設整備事業に係る安心子ども基金事業を計上いたし、29ページの労働費県補助金では、地域人づくり事業を計上をいたしました。

32ページの基金繰入金では、大規模事業基金繰入金を計上をいたしました。

37ページの町債では、臨時財政対策債及び各事業債を計上をいたしました。このうち臨時財政対策債につきましては、減額された普通交付税の補填として借り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

38ページからの議会費では、議会運営経費につきまして計上をいたしました。

41ページからの総務費では、一般管理費で電算関係経費等を計上いたし、45ページの財産管理費では、庁舎等の維持管理経費を計上をいたしました。

60ページからの民生費、老人福祉費では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に係る繰出金をそれぞれ計上いたしました。

65ページの臨時福祉給付金給付事業費及び71ページの子育て世帯臨時特例給付金給付事業費では、消費税率改定に伴う低所得者や子育て世帯への経済的影響の負担軽減措置として、臨時給付金に係る経費を計上をいたしました。

72ページの生活保護費では、生活保護関係経費を計上いたしました。

77ページからの衛生費、予防費では、健康増進法に基づく健診事業及び予防接種法に基づく予防接種事業をそれぞれ計上をいたしました。

82ページからの清掃費、塵芥処理費では、廃棄物処理に係る各種業務及び安芸地区衛生施設管理組合負担金を計上をいたしました。

85ページの労働費、労働諸費では、県内労働者の福祉増進に資するため、労働金庫への預託金を計上をいたしました。

88ページの農林水産費、林業振興費では、松くい虫立木伐倒駆除業務を計上いたしました。

90ページの商工費、商工総務費では、消費者行政活性化事業を計上いたし、商工振興費では、中小企業融資預託金を計上いたしました。

93ページからの土木費、道路新設改良費では、都市再生整備計画事業、ウォーキングトレイル等事業及び県道坂小屋浦線道路事業県営工事負担金を計上いたしました。

95ページの港湾費では、海岸保全施設県営工事負担金を計上いたしました。

98ページの都市計画費、公共下水道費では、下水道事業特別会計への繰出金を計上いたし、100ページの住宅管理費では、ベイシティー坂の改修に係る経費を計上いたしました。

102ページの消防費、常備消防費では、広島市消防局への委託料を計上いたし、105ページからの防災事業費では、向田A地区急傾斜地崩壊対策工事及び急傾斜地県営工事負担金を計上いたしました。

107ページからの教育費では、人間形成の基礎を培う義務教育の充実を図るため、教育環境の整備を重点とした予算を計上いたしました。

121ページの幼稚園費では、幼稚園就園奨励費補助金を計上いたしました。

122ページからの社会教育費では、町民センターを生涯学習の核とし、公民館等を活動拠点として、各種事業を展開してまいります。

131ページからの体育施設費では、(仮称)町民交流センター建設に係る費用を計上いたし、134ページからの(仮称)町民交流センター費では、施設の維持管理経費をそれぞれ計上いたしました。

139ページの公債費は、償還計画に基づき資産計上をいたしました。

以上で、予算の対応につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、御質問の都度、私なり副町長、教育長、担当部長、教育次長、会計管理者、担当課長からお答えをさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

次に、議案第25号「平成26年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は平成25年度の補助金及び医療費実績並びに国、県からの予算編成要領に基づき試算を行い、対前年度比4.4%増の17億558万6千円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

11ページから12ページにかけての国民健康保険税の2億9,579万7千円は、医療給付費分2億1,104万1千円、後期高齢者支援金分6,573万5千円、介護納付金分1,902万1千円の暫定賦課による収入見込み額でございます。

13ページの国庫支出金、国庫負担金2億5,603万9千円、国庫補助金9,822万6千円、療養給付費交付金1億2,751万8千円、14ページの前期高齢者交付金5億9,064万1千円は、医療費の見込みに基づいて試算し、計上をいたしました。

県支出金、県負担金1,115万2千円は、高額医療費共同事業と特定健康診査等

に係る県負担分として、県補助金 8,402 万 3 千円は医療費の見込みに基づいて試算し、計上をいたしました。

15 ページの共同事業交付金 1 億 7,484 万 2 千円は、高額医療費に対する国保連合会からの交付見込み額を計上をいたしました。

16 ページの繰入金、一般会計繰入金 6,625 万 8 千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上をいたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

19 ページの総務費、総務管理費 360 万 5 千円は、電算共同処理業務などの委託料 100 万 8 千円及び国保連合会への負担金 57 万 8 千円が主なものでございます。

20 ページの町税費 139 万 5 千円は、保険税賦課に要する費用と納付書郵送料が主なものでございます。

21 ページの保険給付費、療養諸費 1 億 1,579 万 6 千円、22 ページの高額療養費 1 億 4,173 万円は、平成 25 年度の医療費実績に基づいて試算し、計上をいたしました。

23 ページの出産育児諸費 630 万 4 千円、葬祭諸費 60 万円は、それぞれ見込み額を計上いたしました。

24 ページの後期高齢者支援金等 1 億 7,411 万 1 千円、前期高齢者納付金等 27 万 6 千円、25 ページの介護納付金 6,761 万 2 千円は、それぞれ見込み額を計上をいたしました。

共同事業拠出金 1 億 7,880 万円は、国保連合会からの通知により見込み額を計上いたしました。

26 ページの保険事業費 426 万 3 千円は、健康づくりのための講師謝金、後発医薬品差額通知の委託料及び糖尿病予防指導業務の委託料が主なものでございます。

特定健康診査等事業費 707 万 6 千円は、特定健康診査の委託料が主なものでございます。

27 ページの諸支出金、償還金及び還付加算金 100 万 1 千円は、保険税過年度分還付金が主なものでございます。

予備費は 300 万円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第26号「平成26年度坂町下水道事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本年度の予算は、歳入歳出それぞれ9億4,182万5千円といたすものでございます。

初めに、11ページの歳入につきまして御説明を申し上げます。

分担金及び負担金の下水道事業受益者負担金68万6千円は、試算の上、計上をいたしました。

使用料及び手数料の公共下水道使用料2億9,100万円は、試算の上、計上をいたしました。

12ページの事業費、国庫補助金1億5,800万円は、試算の上、計上をいたしました。

一般会計繰入金2億1,480万1千円は、試算の上、計上をいたしました。

13ページ、水洗便所設備資金貸付金元利収入100万8千円は、貸付金の償還金収入でございます。

事業債2億7,570万円は、付記説明のとおり、事業支出に伴い計上いたしました。

次に、14ページからの歳出につきまして御説明を申し上げます。

総務費の一般管理費1億4,081万3千円のうち、需用費636万3千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の電気料でございます。

15ページの役務費103万3千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の電話料並びに下水道管渠維持費等でございます。

委託料1,774万4千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の管理委託費並びに使用料徴収業務委託費を計上をいたしました。

また、工事請負費50万円は、下水道施設維持管理工事等を試算の上、計上をいたしました。

負担金補助及び交付金8,286万5千円は、下水道維持管理費が主なもので、その他につきましては、付記説明のとおり、各協会への負担金等でございます。

貸付金120万円は、水洗便所設備資金貸付金でございます。

16ページ、公課費1,005万6千円は消費税でございます。

17ページ、事業費の下水道整備費3億1,956万5千円のうち、委託料1,60

4万4千円は、横浜ポンプ場増設ポンプ設備整備管理業務が主なもので、試算の上、計上をいたしました。

工事請負費3億300万円は、横浜ポンプ場増設ポンプ設備整備工事ほか汚水管渠工事費を試算の上、計上いたしました。

流域下水道整備費456万8千円は、太田川流域下水道整備事業の建設負担金でございます。

18ページ、公債費4億7,637万9千円は、起債借り入れ実績に基づき、試算の上、計上いたしました。

予備費につきましては50万円計上いたしました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第27号「平成26年度坂町介護保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、平成25年度の保険給付費などの実績見込み額に基づき試算をおこない、対前年度比1.0%の約1.0%減の11億2,909万8千円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

11ページの保険料、介護保険料2億3,067万2千円は、第1号被保険者保険料を所得階層等により試算し、計上をいたしました。

次に、12ページの国庫支出金、国庫負担金1億9,585万2千円、国庫補助金6,492万2千円、支払基金交付金3億1,733万7千円、13ページの県支出金、県負担金1億5,734万5千円及び県補助金700万1千円は、保険給付費見込み額などからそれぞれの算出方法により試算し、計上をいたしました。

14ページの繰入金、一般会計繰入金1億5,592万9千円は、介護給付費繰入金、その他繰入金及び地域支援事業繰入金をそれぞれ試算し、計上をいたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

16ページの総務費、一般管理費では、要介護認定に係る事務経費など1,859万5千円を計上いたしました。

18ページの保険給付費、介護サービス等諸費では、要介護者に対する居宅及び施設等のサービス給付費9億6,450万円を計上をいたしました。

19ページの介護予防サービス等諸費では、要支援者の健康状態の維持または改善を目的とした給付費6,910万円を計上いたしました。

その他諸費125万円は、国保連合会へのレセプト審査手数料として計上いたしました。

20ページの高額介護サービス等費1,331万円は、施設等の利用負担金が一定の上限額を超えた方に支給するもので、高額医療合算介護サービス等費100万1千円は、医療保険及び介護保険の両制度における自己負担の合算合計額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超えた方に支給をいたすものでございます。

21ページの特特定入所者介護サービス費3,760万円は、低所得者の方の施設利用料を軽減するための費用でございます。

地域支援事業、介護予防事業費では、高齢者の自立した日常生活を支援するための事業費として751万円を計上し、包括的支援事業任意事業費では、地域包括支援センターの委託料などの経費として1,469万3千円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。御審議のほど、よろしく願いたします。

続きまして、議案第28号「平成26年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金及び保険料徴収に係る経費等を広域連合からの通知に基づき予算計上をしたもので、対前年度比2.0%減の1億5,531万9千円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

9ページの後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料9,023万3千円及び普通徴収保険料3,300万1千円は、後期高齢者の方から納めていただいております保険料を広域連合からの通知により計上いたしました。

10ページの繰入金、一般会計繰入金の事務費繰入金105万5千円は、保険料の徴収に係る経費の財源として計上いたし、保険基盤安定繰入分3,066万7千円は、低所得者の方に対する軽減措置分の財源として計上をいたしております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

12ページの総務費、一般管理費21万6千円は、社会保障税番号制度導入に伴う

システム改修費を計上いたしました。

徴収費では、保険料徴収に係る事務経費として50万円を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金1億5,390万1千円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金をあわせて広域連合に支払うものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） お諮りいたします。

ただいま町長から説明がありました5議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いをします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、議案第24号から議案第28号までの5議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、坂町委員会条例第6条第1項の規定により、1番中川議員、2番主枝議員、3番奥村議員、4番柚木議員、5番瀧野議員、6番中下議員、7番出下議員、8番姫宮議員、9番折出議員、10番大田議員、11番中議員、以上11名を指名したいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

ただいま指名をしました11名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、正副委員長は坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選するとなっておりますので、これより互選していただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時42分)

(再開 午後 3時51分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選の結果が議長に対して通知されましたので報告いたします。

委員長に中 雅洋議員、副委員長に出下 孝議員がそれぞれ選任されております。中議員、出下議員、よろしくお願ひいたします。

お諮りいたします。

ただいま、予算審査特別委員会に付託した議案第24号から議案第28号までの平成26年度予算関連5議案については、会議規則46条の第1項の規定により、3月11日午後3時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

平成26年度予算関連5議案については、会議規則46条の第1項の規定により、3月11日午後3時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。

委員会審査のため、3月7日から3月10日までの4日間休会とし、3月11日午後4時に再開したいと思ひます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、3月7日から3月10日までの4日間休会とし、3月11日午後4時に再開することに決定しました。

本日はこれで休会します。

御苦勞さんでございました。

○町長(吉田隆行君) 午後の議会が終了してお時間を拝借するんでございますけども、一般質問の折に折出直幸議員からふるさと納税のことが一般質問があったわけでございますけども、その折に、答弁の中で質問に対して答弁がなかったということで不誠

実というような指摘を受けたわけですが、再質問に対しては総務部長のほう
が答弁させていただいたんでございますけど、なかなかいわゆる自己分析というこ
とで、本会議ではなかなか発言をしにくい部分もございまして、ああいうふうな整理に
なったわけでございますけれども、私の自己分析といたしましては、ふるさと納税が
導入される時期に、町の出身者の方等が、うちにゃお父さんが介護を受けて、坂町で
世話になつとるんじゃけ、今度、ふるさと納税が始まったら、ぜひともその恩返しで
ふるさとへ納税をさせてもらいたいというようなお話も結構聞いたような気がいたし
ておりますし、また、ふるさと納税というのは、やはり町の出身者が町外でやはりふ
るさとを思い協力してくれる一つの趣旨の制度であろうというふうに思っております
が、昨今の経済情勢の中で、なかなか思えども実現をなかなか生活を皆さんしておら
れるので、できないというようなこともあり、ああいうふうな数字になっておるんか
なというふうな思いもしておりますが、そういう中で、私の分析といたしましては、
今、教育のほうもしっかり力を入れております。志を立ててしっかり頑張って、国や
地元を愛し、そして支える成人をつくれるような教育を、教育委員会と一緒に力を合
わせて進めていく、このことが近い将来ではないかもわかりませんが、長い将来の中
で坂町を思い、そして町外に出てもしっかり頑張って経済を活性化させて、坂のため
にもそういうふるさと納税という制度が将来になってあるのならば、地元へも貢献せ
にゃいけんというような人材を育てていかねばならないということが、私の、今、ふ
るさと納税の状況の分析でございますので、そこらひとつ御理解をいただきたいと思
います。

以上でございます。

(休会 午後3時56分)